

漁業・漁村地域の活性化に関する行政評価・監視
—浜の活力再生プランを中心として—

結果報告書

令和3年2月

総務省行政評価局

前 書 き

我が国の漁業・養殖業の生産量は、昭和59年の1,282万トンをピークに減少傾向が続き、平成30年には442万トンとなっている。また、生産額も、昭和57年の2兆9,772億円をピークとして長期的に減少し、近年増加の傾向はみられるものの、平成30年には1兆5,579億円となっている。漁業就業者数は、昭和58年の約44.7万人が平成30年には約15.2万人と一貫して減少傾向にあり、高齢化も進行している。

このような状況を踏まえ、水産庁は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定。令和2年12月15日改訂）に基づき、平成26年度から、水産業を核とした総合的かつ具体的な取組を定めた「浜の活力再生プラン」（以下「浜プラン」という。）を浜ごとに作成し、漁業所得の向上を通じた漁業・漁村地域の活性化を図る取組を推進している。

この浜プランとは、地域の漁業の課題について、漁業者自らが市町村などとともに考え、解決の方策を取りまとめて実施し、各地域の漁業所得を5年間で10%以上向上させることを通じて漁業・漁村地域の活性化を図るものであり、全国で672地区が策定（平成31年3月末時点）している。新たな「水産基本計画」（平成29年4月28日閣議決定）においては、浜プランの多くが平成26年度に策定され30年度末に終期を迎えることを踏まえ、1期目の取組の効果・成果を検証した上で2期目以降に取り組み、着実にPDCAサイクルを回していくべきであるとされている。

しかしながら、平成29年度に所得目標の達成状況が確認できた607地区のうち、400地区（約66%）では目標を上回り、207地区（約34%）では下回ったとされているところ、目標達成に向けた浜プランの取組の実態や評価・分析の実施状況は、必ずしも明らかになっていない。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、浜プランに基づく各地区の取組の実態を明らかにするとともに、今後の浜プランの改善に向けた評価・分析の在り方を検討し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	2
1 浜プランの概況など	2
(1) 近年の漁業・養殖業の現状	2
(2) 浜プランの概要	5
(3) 浜プランの取組状況など	15
2 浜プランの目標の設定及び評価・分析の実施状況など	21
(1) 所得目標の算定方法	21
(2) 再生委員会における評価・分析の実施状況	26
(3) 浜プランの評価・分析の在り方	32
(4) まとめ	36
3 漁業・漁村地域の活性化に関する取組例	39
4 資料編	50

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、「浜の活力再生プラン」（以下「浜プラン」という。）に基づく各地区の取組の実態を明らかにするとともに、今後の浜プランの改善に向けた評価・分析の在り方を検討し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

農林水産省（水産庁）

(2) 関連調査等対象機関

14 都道府県（北海道、青森県、岩手県、茨城県、静岡県、三重県、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、山口県、高知県、福岡県、長崎県）

51 市町村（函館市、苫小牧市、長万部町、寿都町、神恵内村、豊頃町、むつ市、蓬田村、外ヶ浜町、風間浦村、宮古市、大船渡市、陸前高田市、山田町、北茨城市、鹿嶋市、神栖市、大洗町、沼津市、富士市、磐田市、焼津市、大紀町、南伊勢町、大阪市、岸和田市、阪南市、姫路市、明石市、相生市、太地町、岡山市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、下関市、宇部市、萩市、防府市、室戸市、宿毛市、土佐清水市、奈半利町、福岡市、豊前市、宗像市、糸島市、長崎市、松浦市、南島原市、小値賀町）

52 地域水産業再生委員会

※ 関連調査等対象機関については、平成26年度から30年度までを1期目とした浜プランの取組を実施し、2期目にも浜プランの取組を実施する地域水産業再生委員会（以下「再生委員会」という。）と、それと関連する都道府県や市町村について、地域性等を総合的に勘案して任意に抽出した。

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、東北、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

4 実施期間

令和元年12月～3年2月

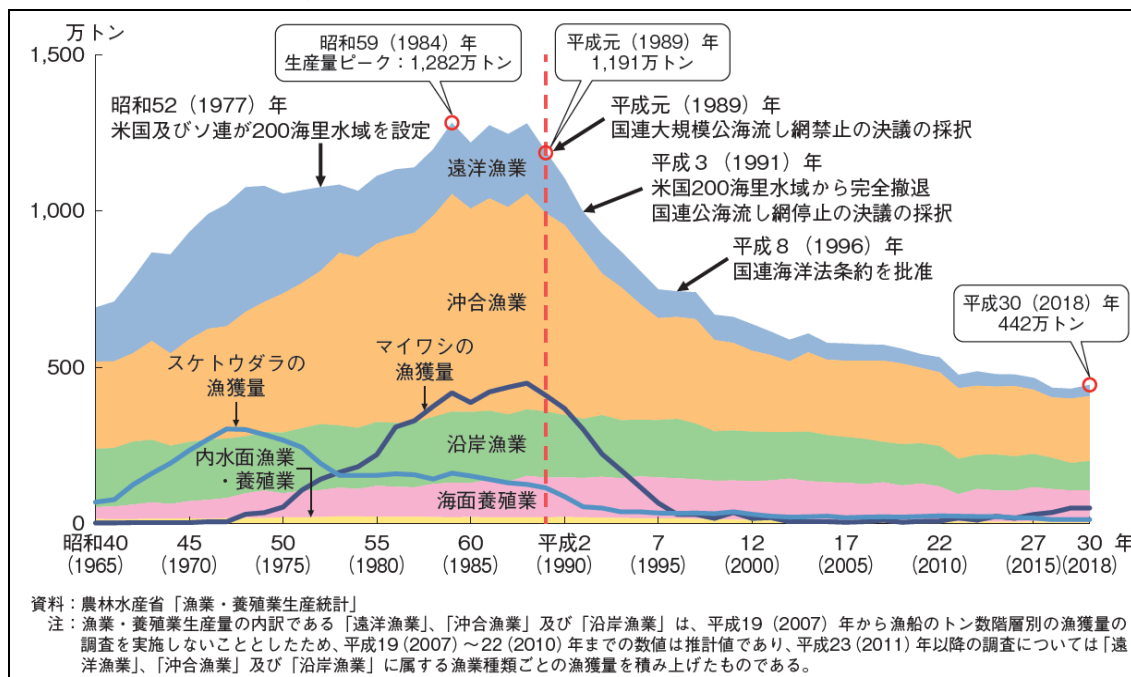
第2 行政評価・監視結果

1 浜プランの概況など

(1) 近年の漁業・養殖業の現状

我が国の漁業・養殖業の生産量は、昭和59年にピーク（1,282万トン）を迎えた。その後、主に沖合漁業によるマイワシの漁獲量の減少の影響により、平成7年頃にかけて急速に減少し、その後は緩やかな減少傾向が続いており、平成30年の漁業・養殖業の生産量は442万トンとなっている（図1-1-①参照）。

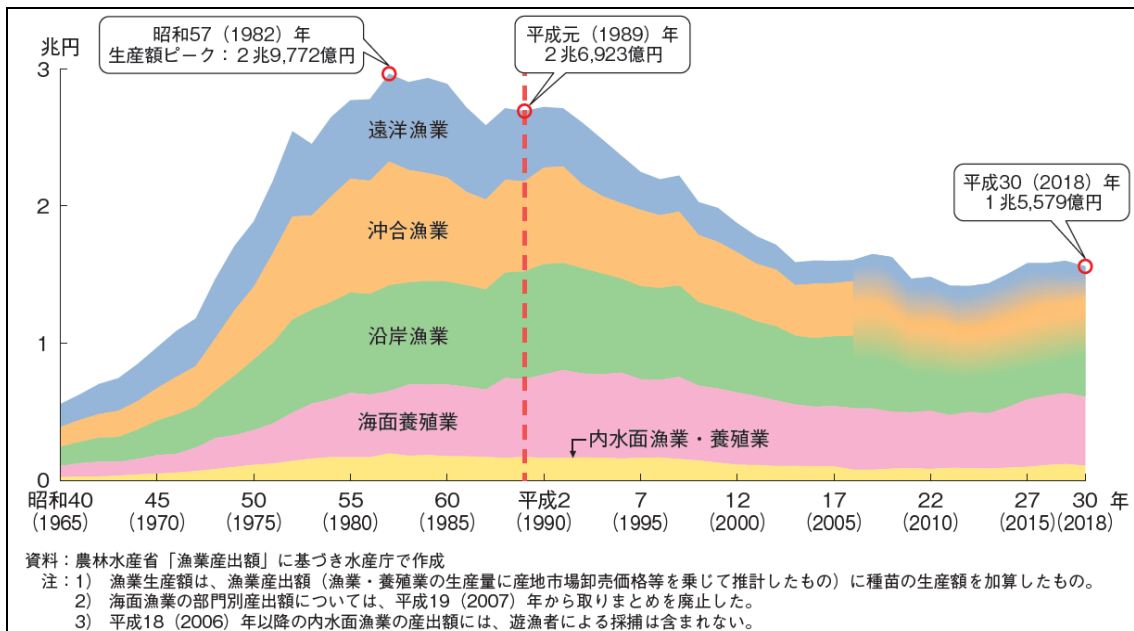
図1-1-① 我が国の漁業・養殖業の生産量の推移及び漁業・養殖業を取り巻く状況の変化



(注) 令和2年版水産白書による。

漁業・養殖業の生産額については、資源量が減少する中で、漁業者や漁船の減少などに伴う生産体制のせい弱化や、国民の「魚離れ」による消費量の減少などにより、昭和57年をピーク（2兆9,772億円）に長期的に減少している。近年増加の傾向はみられるものの、平成30年には1兆5,579億円となっている（図1-1-②参照）。

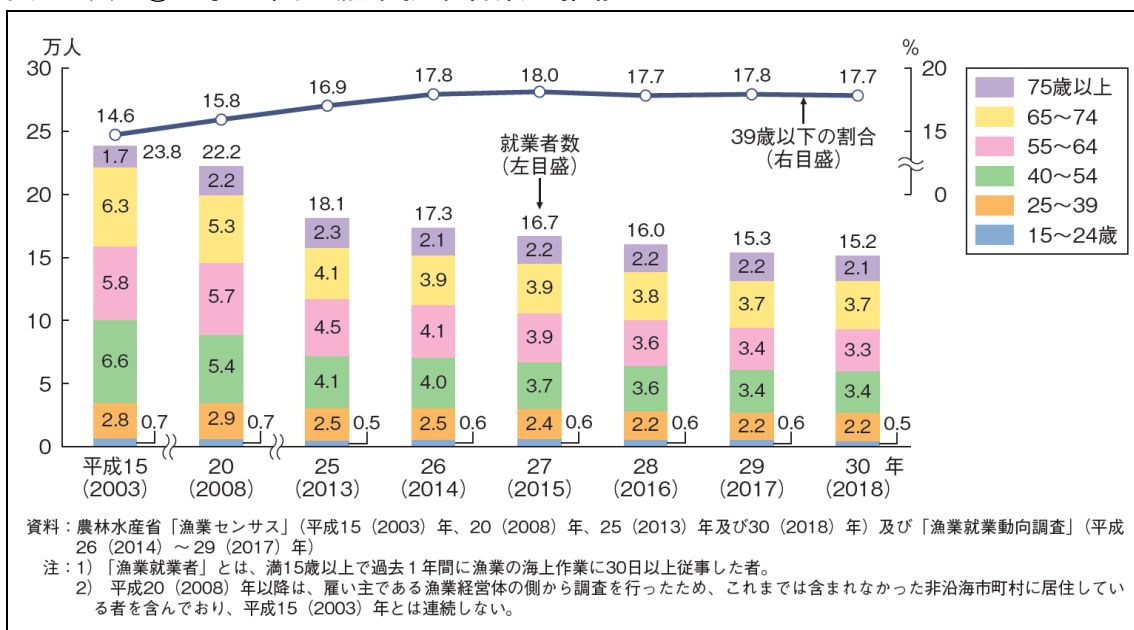
図 1-(1)-② 我が国の漁業・養殖業生産額の推移



(注) 令和 2 年版水産白書による。

また、漁業就業者数については、一貫して減少傾向にあり、昭和 58 年の約 44.7 万人から平成 30 年には約 15.2 万人 となっており、高齢化についても進行している状況にある（図 1-(1)-③参照）。

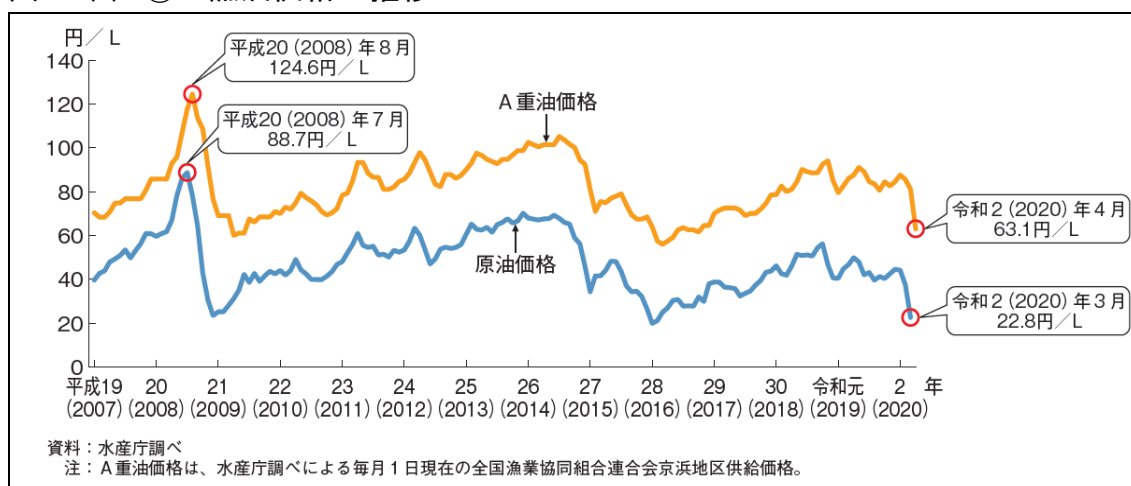
図 1-(1)-③ 我が国の漁業就業者数の推移



(注) 令和 2 年版水産白書による。

さらに、漁労支出¹に占める燃油の割合は、沿岸漁船漁業を営む個人経営体で約17%、漁船漁業を営む会社経営体で約15%を占めており、燃油の価格動向は、漁業経営に大きな影響を与える。燃油価格は、新興国における需要の拡大や為替相場の変動などの様々な要因により大きく変動する。燃油価格の水準は平成28年以降上昇傾向で推移したが、令和2年2月以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により世界の経済活動が停滞し原油需要が減退するとの懸念が高まったことなどから燃油価格が大幅に下落している（図1-(1)-④参照）。

図1-(1)-④ 燃油価格の推移



(注) 令和2年版水産白書による。

以上のように、漁業を取り巻く状況は厳しく、このままでは漁村の活力の低下を招き、漁村の荒廃や漁業の衰退につながるおそれがあるため、漁業者の経営改善が急務となっている。

我が国では、多様な漁法により多様な魚介類を対象として漁業が営まれている背景もあり、漁業の振興のための地域の漁業の課題は様々である。これを有効に解決するためには、トップダウンによる画一的な方策ではなく、それぞれの地域が置かれている状況に即して、漁業者自身が検討した取組を実行し、振り返りを行っていくことが必要となる。このようなことから、水産庁は、地域の漁業の課題を漁業者自らが市町村などとともに考え、解決の方策を取りまとめて実施する施策として浜プランを開始した。

¹ 漁業を行う上での漁網費などの支出

(2) 浜プランの概要

ア 浜プランの目的及び全体の流れ

前述のような状況を踏まえ、水産庁は平成 26 年度より、浜プランを通じた漁業・漁村地域の活性化策に取り組んでいる。浜プランは、水産業を核とした総合的かつ具体的な取組を定めた浜ごとの計画であるとされている²。

具体的には、「漁業・漁村地域の活性化に当たっては、「浜」単位で取り組むことが望ましい」、「各地域の実情に即した形で、自ら足りない部分を明確にし、それを克服して所得向上（中略）を目指す具体的な行動計画である「浜プラン」（中略）を実践することが重要である」とされている³。また、「浜プランについては、各地域の漁業収入向上と漁業コスト削減の具体的な対策の実施により漁業所得を 5 年間で 10%以上向上させることを目指す」、「この際、着実に PDCA サイクルを回していくことが重要」であるとされている³。

また、「改革に取り組む意欲のある漁村が、その実態に応じた総合的かつ具体的な取組内容及び改善目標を定めた浜の活力再生プランを策定し、実行することにより、漁村における漁業者の所得向上を実現させ、もって漁村の活性化を図る必要がある」とされている⁴。

浜プラン全体の流れとしては、図 1-(2)-①のとおり、再生委員会の設置から上述の浜プランの策定、取組の実施、評価・分析となっている。この取組の実施と評価・分析については、5 年間の実施期間の最終年度に、再生委員会が自ら 5 年間の取組の評価・分析を行い、達成状況報告書を作成の上、都道府県を通じて水産庁へ提出することとされている⁵。また、それに加え、水産庁はプラン承認後～4 年目までの毎年度の達成状況報告書の提出を、再生委員会に任意で求めている⁶。

² 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定。令和 2 年 12 月 15 日改訂）（資料 1-(2)-①）の記述による。

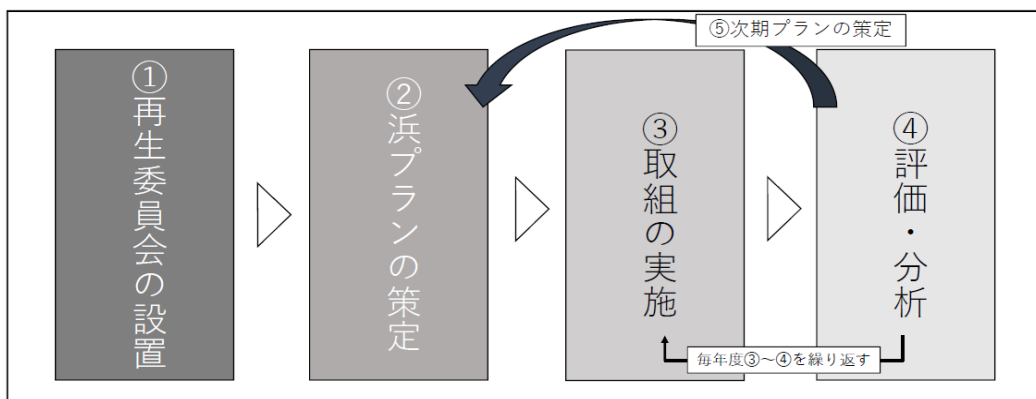
³ 「水産基本計画」（平成 29 年 4 月 28 日閣議決定）（資料 1-(2)-②）の記述による。ここでいう「浜」とは、おおむね水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 2 条に規定する水産業協同組合の一つである漁業協同組合の単位、という趣旨である。

⁴ 「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2656 号農林水産事務次官依命通知（令和 2 年 3 月 31 日最終改正））。以下「浜プラン通知」という。（資料 1-(2)-③）の記述による。

⁵ 浜プラン通知（資料 1-(2)-④）の記述による。以下、浜プラン通知により最終年度において義務的に提出されるものを「達成状況報告書」という。

⁶ 「浜の活力再生プラン達成状況報告書」の提出について（依頼）（平成 28 年 1 月 26 日水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）（資料 1-(2)-⑤）の記述による。以下、当該事務連絡により平成 26 年度～29 年度において任意に提出されるものを達成状況中間報告書という。達成状況報告書と達成状況中間報告書の報告内容は、ほぼ変わらないものとなっている。

図 1-(2)-① 浜プラン全体の流れ



(注) 水産庁の資料を基に当省が作成した。

イ 浜プランの策定

浜プラン通知においては、浜プランの策定主体は、再生委員会とされており、必須の構成員として、市町村と地域で水産業の中核をなす漁業関係機関が規定されている⁷。

浜プランは再生委員会が中心となって策定し、関係者の合意を得た上で、都道府県を通じて水産庁長官に承認申請を行うものであり、その際、都道府県は、浜プランが都道府県及び関係する市町村の施策に整合していることを確認することとされている。水産庁においては、目標達成が見込まれる計画であるかなどの確認を行い、浜プランが要件を満たす場合、都道府県を通じて各再生委員会に承認の通知を行う。

浜プランに定める主な事項は、浜プラン通知（資料 1-(2)-⑦参照）において定められており、具体的には表 1-(2)-①のとおり「活性化の取組方針」、「目標」などが記入される。

表 1-(2)-① 浜プランに定める主な事項

区分	主な事項（概要）
再生委員会の構成員、対象となる地域の範囲・漁業の種類	（再生委員会の構成員） 市町村、漁業関係機関（水産業協同組合又は漁業者団体など）、漁業者、取組に参加する加工業者・流通業者等 （対象となる地域の範囲） 市町村若しくは漁業が行われている一定の地域。市町村の域内 が範囲とされることが多い。

⁷ 浜プラン通知（資料 1-(2)-⑥）の記述による。漁業関係機関とは、水産業協同組合や漁業者団体などを指す。なお、本報告書では、漁業者団体も含めて単に「漁協」という。



	(対象となる漁業の種類) 沿岸漁業、底曳き（そこびき）網漁業、養殖業などその地域で 主に行われている漁業
地域の現状	当該浜プランで対象となる地域及び水産業の現状や課題（例： 漁獲量の減少、担い手の高齢化）
活性化の取組方針	漁業収入向上及び漁業コスト削減に向けた取組の具体的な内 容、取組スケジュールなど。1年目～5年目と年度別に記入
目標	浜プランの対象とした漁業者の所得が、当該浜プランに掲げる 目標年度までの5年間に10%以上増加する目標
関連施策	浜プランで活用予定の関連施策や事業の内容など

(注) 浜プラン通知を基に当省が作成した。

ウ 浜プランの取組

再生委員会では浜プランに基づき、漁業所得を5年間で10%以上向上させるために、主に「漁業収入向上」の取組や「漁業コスト削減」の取組を行っている。「漁業収入向上」の取組例としては、漁獲物の鮮度・品質管理や選別の徹底など、「漁業コスト削減」の取組例としては、省エネ機器の導入や協業化による人件費削減などが挙げられるが、各地域で漁業の種類や漁業者の置かれている状況、対象とする魚介類は異なることから、取組内容は各浜プランによって様々となっている。例えば、漁獲物の高鮮度処理を行い魚価の向上を目指す取組を中心として行っているものや、養殖魚の加工と出荷量の増加を目指す取組を中心として行っているものなどが存在し、取組の進め方は多様なものとなっている(図1-(2)-②参照)。

図 1-(2)-② 浜プランの取組のイメージ図

区分	イメージ図	備考
<p>種苗放流 ※漁業収入 向上</p>		<p>出典： 茨城県栽培漁業協会</p>
<p>高鮮度化 の取組 (活締め (いきじめ)) ※漁業収入 向上</p>		<p>出典： 2018 年度 浜の活力 再生プラン 優良事例 表彰受賞 事例集</p>

<p>加工品開発 ※漁業収入向上</p>		<p>出典： 2017 年度 浜の活力 再生プラン 優良事例 表彰受賞 事例集</p>
<p>船底清掃 ※漁業コスト削減</p>	<p>清掃前の船首と船底</p>   <p>清掃後の船首と船底</p>  	<p>出典： 水産庁資料</p>

(注) 水産庁などの資料による。

エ 浜プランの評価・分析

各再生委員会は5年間の実施期間の最終年度に達成状況報告書を、浜プラン承認後から4年目までについては達成状況中間報告書を水産庁に提出することとされている。達成状況報告書及び達成状況中間報告書には、表1-(2)-②のとおり、主に「成果目標の状況」、「浜プランの取組に対する事後評価」などを記入することとされている。

この仕組みは、着実にPDCAを回すための手法の一つと考えられる。

表 1-(2)-② 達成状況報告書及び達成状況中間報告書の主な記入事項

項目	報告内容	備考
1 地域の現状(浜プランの取組開始前)	「関連する水産業を取り巻く現状等」、「その他の関連する現状等」	浜プランに基づき記載
2 成果目標の状況	「数値目標」、「目標値の算出方法及びその妥当性」	浜プランに基づき記載
	「数値目標の達成状況（各年度の漁業所得・基準年との比率、漁業所得の増加額（実績値）、漁業所得の増加率（実績値）」、「実績値の算出方法及びその妥当性」	
3 浜プランの取組に対する事後評価	「漁業収入向上のために行った取組内容及び評価」、「漁業コスト削減のために行った取組内容及び評価」、「取組の総合評価」	
4 地域の現状(浜プランの取組を踏まえて)	「関連する水産業を取り巻く現状等」、「その他関連する現状等」	達成状況報告書のみ記入
5 今後について	1年目の活動実績及び評価を踏まえて、2年目から5年目までの取組の方向性について記入	

(注)「浜の活力再生プラン達成状況報告」の提出について(依頼)(平成28年1月26日水産庁漁港漁場整備部防災漁村課)(資料1-(2)-⑤、再掲)を基に当省が作成した。

水産庁は、「1期目プランの取組を評価(成功した取組と結果が出なかった取組の要因検討など)し、それを踏まえた対策を明記(PDCAサイクルの実行)」するといった考え方を示しており⁸、2期目浜プランの策定においては1期目の評価を踏まえた取組の変更や修正が予定されている。

また、2期目浜プランでは水産庁から、表1-(2)-③のとおり「サブ指標(所得目標以外の成果目標)」などについて、1期目からの変更点や留意点が示されている⁹。

⁸ 「浜の活力再生プランの実施状況等について」(令和元年10月水産庁ブロック会議資料)(資料1-(2)-⑧)の記述による。このブロック会議は、全国漁業協同組合連合会と水産庁が主催する会議で、北海道、東北、関東・東海・北陸、近畿・四国・中国及び九州の各ブロックにおいて、都道府県や市町村の担当者に対し浜プランに関する情報共有などを行うもの

⁹ 「第2期浜の活力再生プランの策定について」(平成30年4月23日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課)(資料1-(2)-⑨)の記述による。

表 1-(2)-③ 1 期目浜プランに対する 2 期目浜プランの主な変更点

2 期目浜プランでの変更点・留意点	概要
サブ指標（所得目標以外の成果目標）の設定欄の追加	漁業所得は、他地区の漁獲状況や燃油の国際価格の状況などに大きく左右される場合もあることから、これらに左右されない、取組の成果を端的に表現する目標を設定する。
新たな取組の追加について	<p>更なる漁業所得の向上を図る観点から、従来を取組に加え、新たな取組の追加にあたり、以下の項目の追加を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新たな所得向上機会に資する異業種との連携 (2) 新たな技術（生産コスト削減等に資する ICT や付加価値向上に資する冷凍技術など）の導入 (3) 取組が共通する浜と浜との連携（各浜の取組の合理化や効率化） <p>このほか、地域活性化を通じた漁業所得の向上が期待される、渚泊（なぎさはく）など地域振興施策の取組の追加 など</p>

(注) 水産庁の資料を基に当省が作成した。

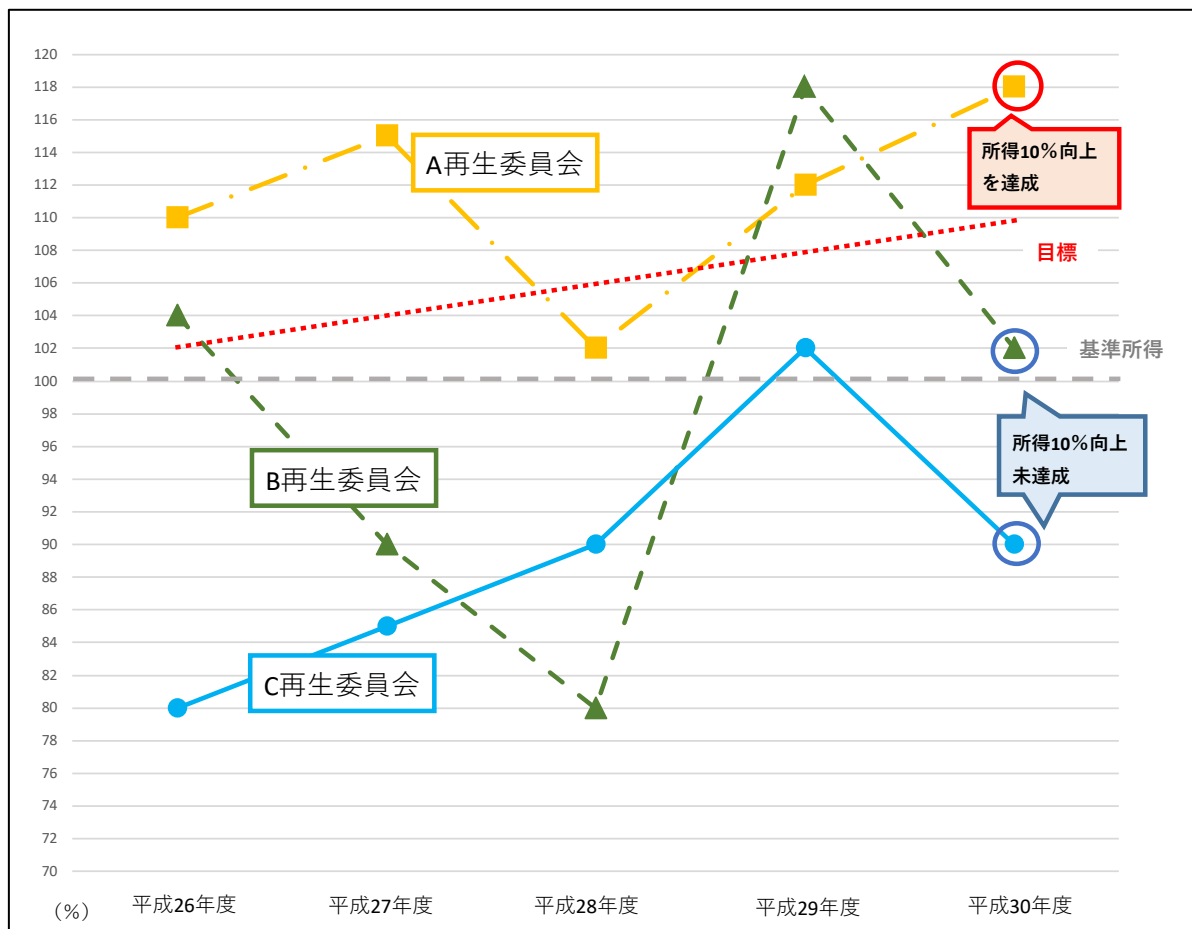
オ 浜プランにおける目標

浜プランは、各地域における漁業収入向上と漁業コスト削減のための具体的な対策の実施により漁業所得を 5 年間で 10%以上向上させることを目指すこととされているため、策定に際しては、各再生委員会において浜プラン開始前の漁業所得を「基準所得」として算出し、それを 5 年間で 10%以上上回るよう所得目標を設定することとされている¹⁰。

また、図 1-(2)-③のとおり、各年度別に漁業所得向上を評価する場合には、おおむね 1 年目が基準所得の 102%、2 年目が 104%、という形で 5 年目に 110%以上を目指す形で評価している。しかし、漁業所得は好不漁などの外的要因に大きく左右されることもあり、年度ごとに振り幅が大きく、浜プランの実施期間において、想定しているような漁業所得の増加がなされない場合がある。水産庁では、このような場合でも、5 年目に 10%以上の漁業所得向上が図られれば、浜プランの評価においては目標達成したもものとして取り扱うこととしている。

¹⁰ 浜プラン通知において、「当該プランの対象となる漁村地域における関係漁業者の所得が、当該プランに掲げる目標年度までに 1 割以上増加することが見込まれること」が浜プラン承認の要件の一つとされている。

図 1-(2)-③ 浜プランの年度別所得目標と達成状況の例（イメージ）



(注) 水産庁の資料を基に当省が作成した。

カ 浜プランのスケジュール

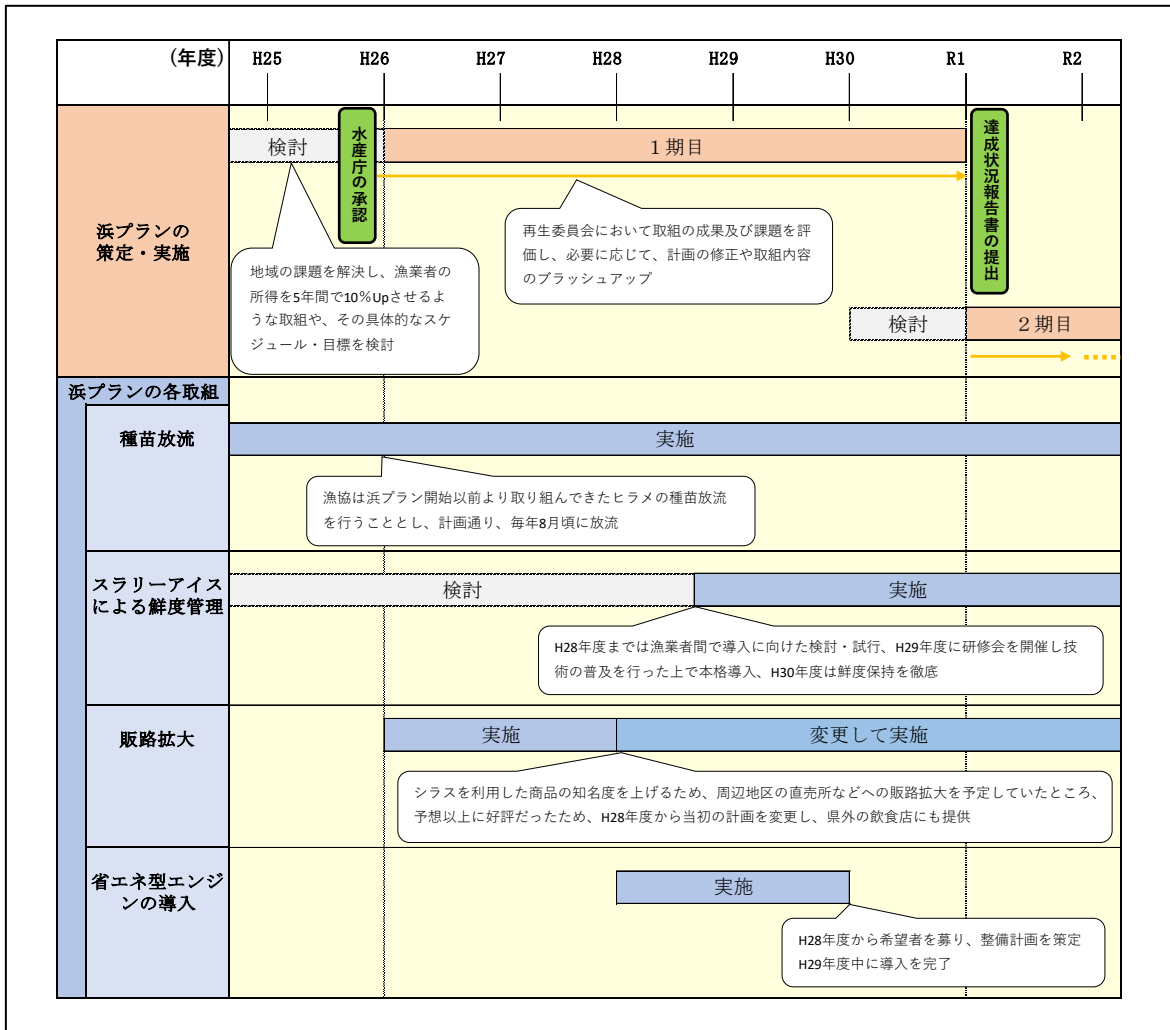
浜プラン通知では、浜プランの実施期間は原則 5 年間とされている¹¹。また、浜プランの策定に向けて水産庁が発出した事務連絡など¹²によると、平成 26 年度を初年度とする 1 期目の浜プラン策定から実施に係るスケジュールはおおむね図 1-(2)-④のとおりである。

各取組については、5 年間を通して行われるものが多いが、単年のみのものや浜プラン開始以前から行われていることを継続して行うものなども存在し、取組ごとに実施スケジュールは異なる。

¹¹ 浜プラン通知において「浜の活力再生プランの実施期間は 5 年以内とするが、当該期間を超えて当該プランと連携して実施する事業がある場合には、当該事業の終了年度を当該プランの終了年度とする」とされている。

¹² 「平成 25 年度内の手続き及び調査のお願いについて」（平成 26 年 3 月 7 日水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）（資料 1-(2)-⑩）、「水産業を核とした漁村の活性化（浜の活力再生プランについて）」（平成 26 年 2 月 6 日水産庁（平成 29 年 3 月改訂））（資料 1-(2)-⑪）の記述による。

図 1-(2)-④ 1 期目浜プランの策定・実施の流れ（イメージ）



(注) 水産庁の資料を基に当省が作成した。

キ 浜プランに関連する支援策

浜プランを通じて漁業所得の向上と漁業・漁村地域の活性化を図るため、浜プラン通知においては、浜プランに関連する国の支援策として、水産庁の承認を受けた浜プランの策定を要件とする措置や、策定により優先採択を受けられる措置が示されており、目標達成に向けた支援が集中して行われる仕組みとなっている。

浜プランの策定を要件とする支援策の例としては、浜プランに位置付けられた共同利用施設や、浜プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大などに必要な整備などを支援する「浜の活力再生・成長促進交付金」や、地域やグループによる生産体制の改革による収益の改善を実証し、普及させる「もうかる漁業創設支援事業」が挙げられる。また、策定により

優先採択を受けられる支援策の例としては、水産物の輸出先国の衛生条件に対応するために必要なモニタリングなどに要する経費を助成する「生産海域等モニタリング体制整備事業」や、有害生物の駆除を実施する際に補助を行う「有害生物漁業被害防止総合対策事業」が挙げられる¹³。

¹³ 令和2年3月時点における全ての支援策については、資料1-(2)-⑩参照

(3) 浜プランの取組状況など

ア 今回の調査対象

平成 31 年 3 月末現在、全国で 672 の地域（おおむね漁協単位）で浜プランが策定されている。このうち、過半数の 423 の地域が平成 30 年度末に終期を迎える。これらの地域においては、1 期目の浜プランにおける取組の効果・成果を検証した上で、2 期目以降も更なる漁業所得の向上を通じた漁業・漁村地域の活性化に向けた取組を行うことが必要とされるものと考えられる。よって、今回の調査においては、平成 26 年度から 30 年度までを 1 期目とした浜プランの取組を実施し、2 期目にも浜プランの取組を実施する 52 の再生委員会と、当該再生委員会が所在する都道府県や市町村を対象とした。

イ 調査結果

調査した 52 再生委員会に対し、1 期目浜プラン策定の契機について、①行政側からの提案で策定したのか、②漁協側の提案で策定したのかを尋ねたところ、①と回答した再生委員会が約 9 割であり（45 再生委員会）、②と回答した再生委員会は約 1 割（7 再生委員会）であった。各再生委員会における策定の理由などの概要は表 1-(3)-①とおりであり、多くの再生委員会が国の事業を活用するに当たり浜プランの策定が要件とされていることを理由として挙げている。

表 1-(3)-① 調査した再生委員会における 1 期目浜プラン策定理由などの概要

策定の契機	策定理由などの概要
①行政側から提案があったため策定した。 (45 再生委員会)	<浜プランの策定が要件となっている事業を活用することなどを主な策定の理由とした 36 再生委員会> <ul style="list-style-type: none">・ 省燃油活動推進事業¹⁴を平成 26 年度以降も引き続き活用していくためには、再生委員会を設立し浜プランの策定及び水産庁の承認が必要であると説明を受けたため・ 省燃油活動推進事業の活用には平成 26 年度中に浜プランの承認を受ける必要がある旨、今後は国の事業の活用には浜プランの策定が要件となる旨の説明を受けたため・ 省燃油活動推進事業の活用には浜プランの策定が要件とされていたため

¹⁴ 漁船の燃費向上のための船底状態を改善するなどの漁業用燃油消費量を減らすための活動に取り組む漁業者のグループを支援する事業

	<p><上記以外の策定の理由であった9再生委員会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村内で抱える課題を明確化して共有し、課題解決に向けて円滑に取り組めるようにするため ・ 魚価の低迷などの多くの課題があり、漁業関係者と行政が連携し、漁業収入向上と漁業コスト削減のための取組を推進するため
<p>②漁協側から提案があったため策定した。 (7再生委員会)</p>	<p><浜プランの策定が要件となっている事業を活用することなどを主な策定の理由とした5再生委員会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協組合員から、省燃油活動推進事業を活用したい旨の申出を受け、この事業の活用には浜プランの策定が要件であることが分かったため <p><上記以外の策定の理由であった2再生委員会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜プランの説明会に参加した結果、漁協の理事が今後の漁協の運営において浜プランが必要であると判断したため

(注) 当省の調査結果による。

水産庁は、1期目浜プランの開始に当たり都道府県の水産担当部局に対して配布した資料¹⁵において、浜プラン策定のメリットは国の支援策を受けられる点である旨の説明を行っている。

水産庁による説明を受けて、国の支援策を活用することを見込み、浜プランの策定主体となる再生委員会の設置を急がせる事務連絡を市町村に対して発出した都道府県も存在する。

浜プランの策定に当たっては、調査した52再生委員会のうち、ほぼ全ての再生委員会に対して、都道府県の水産担当部局や水産業普及指導員¹⁶、市町村から、助言やデータの提供、浜プランの内容の確認などの支援が行われていた。中には、表1-(3)-②のとおり、水産庁の考え方を整理した留意事項を管内の全再生委員会に配布するなど、独自の支援を行った例もあった。1期目ということもあり、策定の際に「必要な情報が得られなかった」とした再生委員会もあったが、基本的には、都道府県などからの支援によって解決したとしている。一方、1期目浜プランの策定に当たっ

¹⁵ 「水産業を核とした漁村の活性化（浜の活力再生プランについて）」（資料1-(3)）

¹⁶ 「水産業改良普及事業推進要綱」（平成17年3月16日付け16水推第1023号農林水産事務次官依命通知）の「第2方針」に言う水産業普及指導員。農林水産大臣の実施する資格試験に合格した都道府県の職員で、沿岸漁業者などに直に接しつつ、研究成果や技術開発の成果などを地域の条件・特性に応じた実用的技術として移転を図ることによって、沿岸漁業者などの自主的な活動などの向上を助長することなどの業務を行う。

て、表 1-(3)-③のとおり漁業者の関与や周知が十分でなかった例もみられた。

表 1-(3)-② 1 期目浜プランの策定に当たって都道府県の独自の支援があった例

1 期目浜プラン策定時において、浜プラン推進のための全道組織「推進協議会」を独自に設立して支援を実施したほか、求めに応じて、再生委員会を個別に訪問し、取組内容の検討などの支援を行った。

また、北海道本庁(水産林務部)において、水産庁の説明やコメントを整理した『「浜プラン」策定に当たっての留意事項』を作成し、北海道内の全再生委員会に配布した。当該留意事項には1 期目浜プラン各欄の記入例などが示され、水産庁からの説明や情報が更新される度に更新が行われた。(北海道)

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-③ 1 期目浜プランの策定に当たって漁業者の関与や周知が十分でなかった例

再生委員会の構成員のうち、漁業者の代表は漁協の組合長のみであり、1 期目浜プラン策定段階で漁業者の関与がほとんどなく、意見を聞く機会などは設けられていなかった。また、策定した浜プランは漁業者に配布しておらず、取組内容についての説明も行っていないなど、策定後も漁業者が浜プランの内容を知る機会が乏しい状況にあった。

(注) 当省の調査結果による。

調査した 52 再生委員会においては、合計で 683 の取組 (1 再生委員会あたり平均約 13 取組) が行われていた。取組の概要は表 1-(3)-④のとおり、漁業収入向上のための種苗放流や販路の拡大などの取組が約 67%、漁業コスト削減のための船底清掃や操業時間の短縮などの取組が約 25% となっている。

表 1-(3)-④ 調査した再生委員会における浜プランの取組の概要

区分	概要
漁業収入向上のための取組 < 455 取組、66.6% >	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁獲量増大を目指した種苗放流、食害動物駆除、資源管理の強化など ・ 魚価の向上を目指した高鮮度化の取組、シャーベット氷の活用、活魚出荷など ・ 売上の増加を目指した低・未利用魚などの加工品開発、

	販路の拡大、直接販売など
漁業コスト削減のための取組 <173 取組、25.3%>	<ul style="list-style-type: none"> 船底清掃や減速航行、漁船のメンテナンスの強化など 操業時間の短縮や操業隻数の削減など
その他の取組 <55 取組、8.1%>	<ul style="list-style-type: none"> 漁業就業への支援イベントなどへの参加、漁業経営セーフティーネット構築事業¹⁷への漁業者の加入促進など

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した 683 取組の状況である。

調査した 52 再生委員会の 683 取組のうち、取組を「実施せず」又は「一部実施したが現在は中止」となっているものが 38 再生委員会で 149 取組（全ての取組に対し、「実施せず」などとなっている取組の割合は 21.8%）であった。「実施せず」などの状況となっている取組の主な理由としては、不漁や人手不足などが挙げられているが、表 1-(3)-⑤のように、関係者の合意形成ができなかったことや、事前の課題抽出や実現可能性の検討が不十分であったことを理由とするものもみられた。

一方、表 1-(3)-⑥のように既に取り組んでいた浜プランについて、浜の状況などに鑑み、期間中に取組内容の見直しを行うことによって、課題解決や更なる漁業収入向上につなげた例もみられた。

表 1-(3)-⑤ 取組が実施できなかった例

<p>【浜プラン策定時の検討が十分でなかった例】</p> <p>観光ダイビングの導入を予定していたが、浜プラン策定時に実現可能性の検討を十分に行わなかったため、インストラクターの確保や、当初の予定になかった研修などに時間が掛かり、5年間の期間中に導入できなかった。</p>
<p>【漁協内での引継ぎや合意がされなかった例】</p> <p>漁協職員による漁獲物の直接販売の取組が予定されていた。しかし、経費や人員の余裕がないことや、浜プランの途中で漁協の役員の交代が行われた際、後任の役員の取組方針に変更があり、関係者の合意ができなかったため、直接販売は実施されなかった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

¹⁷ 漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油・配合飼料価格が上昇したときに影響を緩和するための補填金を交付するセーフティーネットを構築する事業

表 1-(3)-⑥ 浜プランの期間中に取組内容の見直しを行った例

【取組中に生じた課題を解決するため浜プランを見直し、漁業所得向上につなげた例】

浜プランに取り組む中で、養殖魚の価格が安定しないこと、また、加工においては身割れ現象が生じるなどの課題が生じていた。そのため、養殖魚を計画的に漁獲・加工し、販売価格の安定化を目指すため、浜プランの見直しを行い、養殖用の生簀（いけす）係留施設の新設並びに養殖ブリのフィレ加工時の身割れ現象の原因究明及び対策を実施したところ、平成 26 年度に 4 万尾の加工尾数が 30 年度には約 14 万尾に増加した。（宿毛湾再生委員会）

（注）当省の調査結果による。

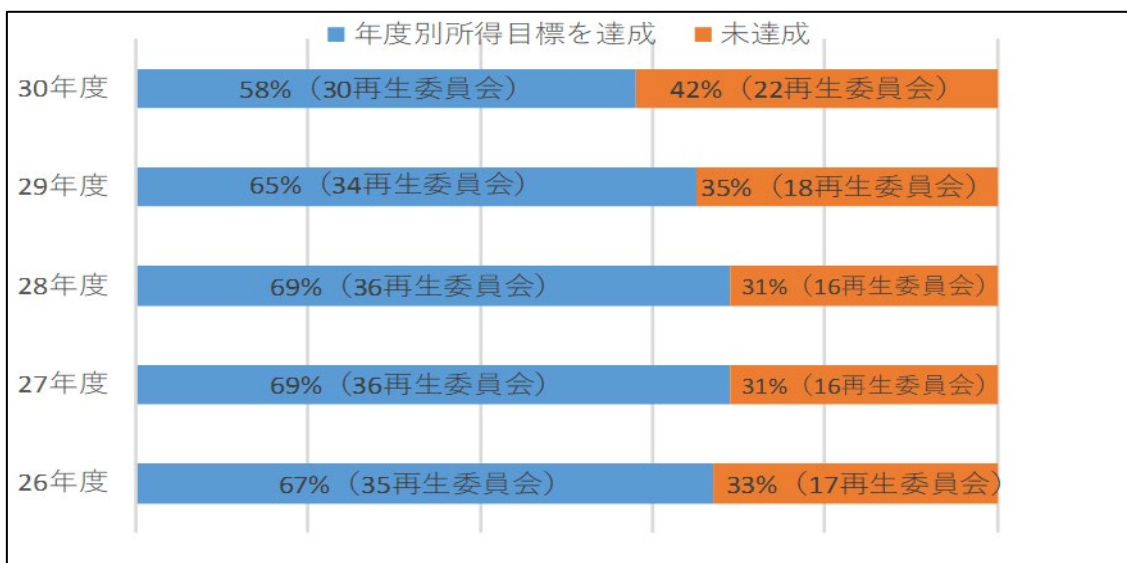
調査した 52 再生委員会の 1 期目浜プランの目標達成状況をみると、約 6 割が達成、約 4 割が未達成となっている。この割合は、水産庁が公表している¹⁸全国の傾向（目標達成地区 61%、未達成地区 39%）とほぼ同じ状況であった。

また、各年度別の目標の達成状況についても、図 1-(3)-①のとおり、おおむね 6 割～7 割の再生委員会が目標を達成している。

さらに、1 期目浜プランの実施期間である 5 年間の各年度に設定された漁業所得向上の目標の達成回数をみると、図 1-(3)-②のとおり、5 年連続で目標を達成している再生委員会（17 再生委員会）がある一方で、5 年連続で目標を一度も達成できなかった再生委員会（5 再生委員会）も存在する。

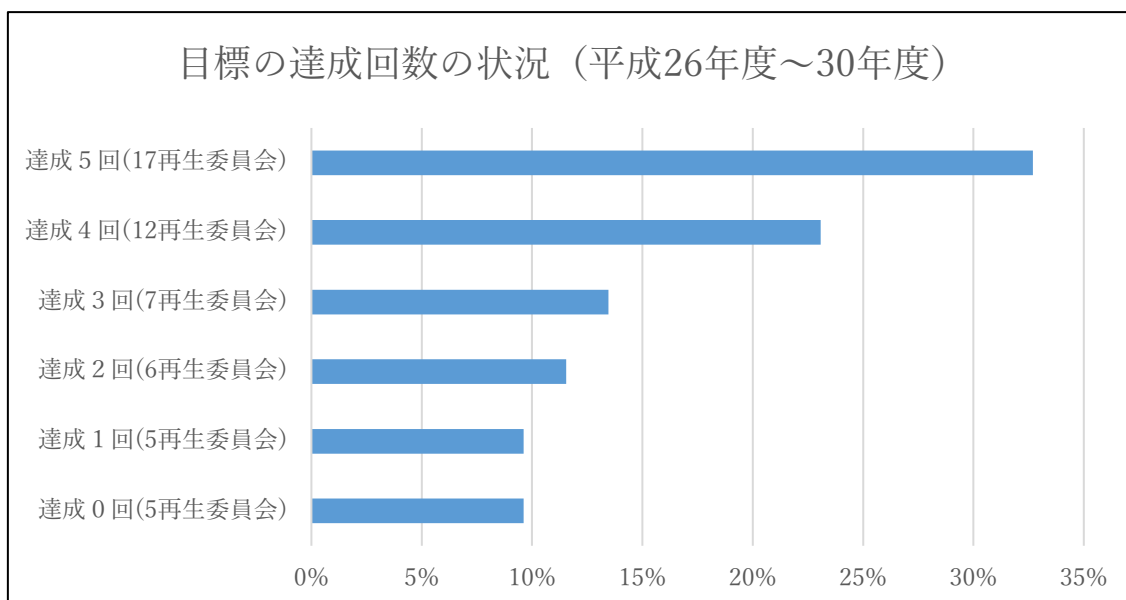
¹⁸ 令和元年度水産白書（<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/R1/index.html>）の記述による。

図 1-(3)-① 調査した再生委員会における漁業所得を5年間で10%以上向上させる目標の年度別の達成状況



(注) 当省の調査結果による。

図 1-(3)-② 調査した再生委員会における漁業所得向上の目標の達成回数(状況) (平成26年度～30年度)



(注) 当省の調査結果による。

2 浜プランの目標の設定及び評価・分析の実施状況など

(1) 所得目標の算定方法

ア 所得目標の算定に係る考え方

水産庁は、浜プラン通知において、「当該プランの対象となる漁村地域における関係漁業者の所得が、当該プランに掲げる目標年度までに1割以上増加することが見込まれること」を浜プラン承認の要件の一つとしている。

また、浜プランの達成状況は、この目標に対して漁業者の所得がどれだけ向上したかによって説明される場合が多い。

1期目浜プランにおける具体的な所得目標について、水産庁は地域によって主とする漁業種類や漁獲物が異なることなどから、統一的な算出方法は示していない。算出の考え方として「関連する統計や漁協の取扱い記録等がある場合は、それらのデータを活用することが望ましい」¹⁹ことと、以下のとおり、基準となる所得の算出方法の参考例を示している²⁰。

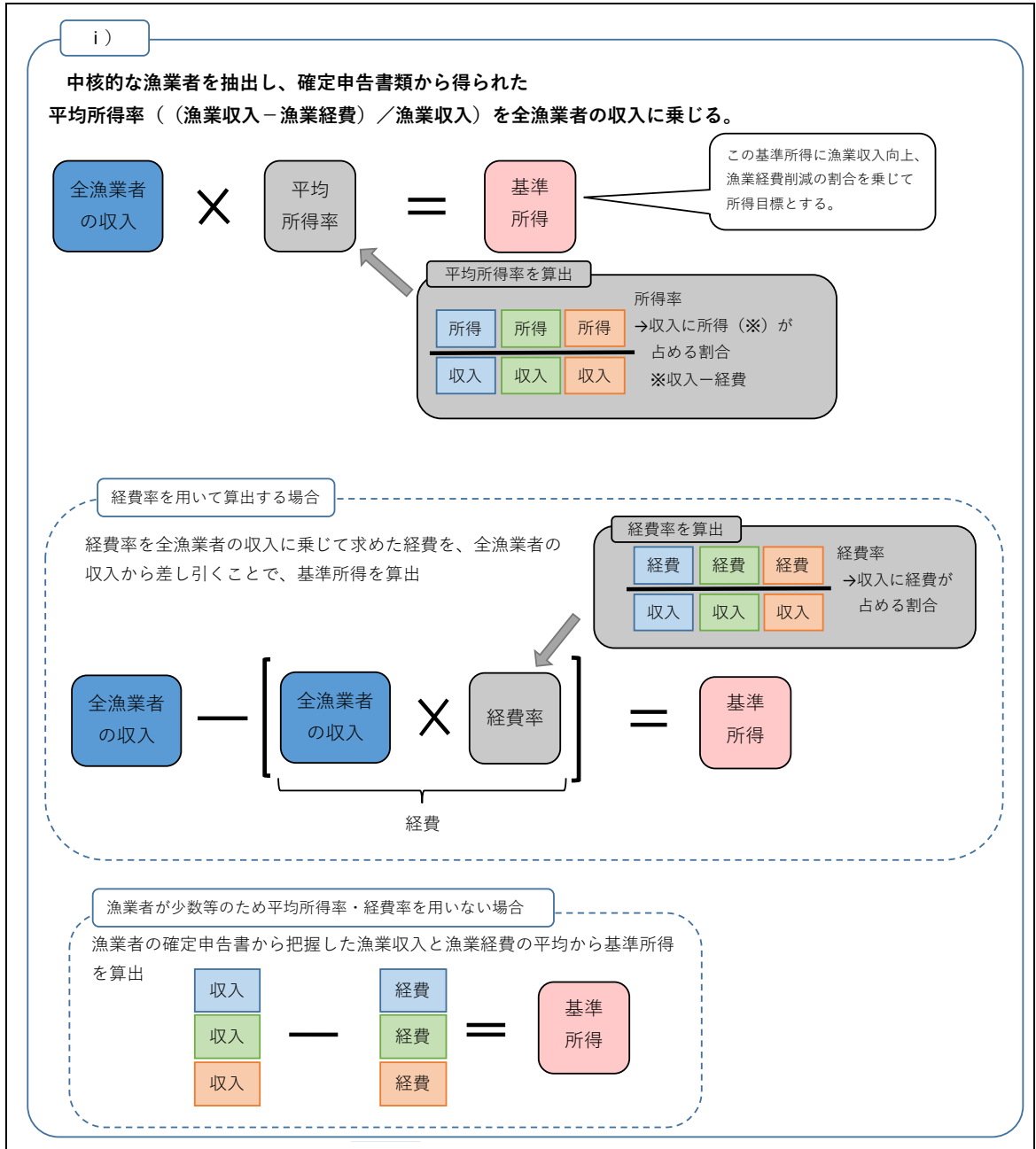
- i) 中核的な漁業者を抽出し、確定申告書類から得られた平均所得率（（漁業収入－漁業経費）／漁業収入）を全漁業者の収入に乗じる。
- ii) 過去数年の水揚高（漁獲物の売上）に地域の標準的な経費率を乗じる。
- iii) 漁協で把握できる漁業者の水揚高及び漁業経費を用いて、漁業収入から漁業経費を控除する。

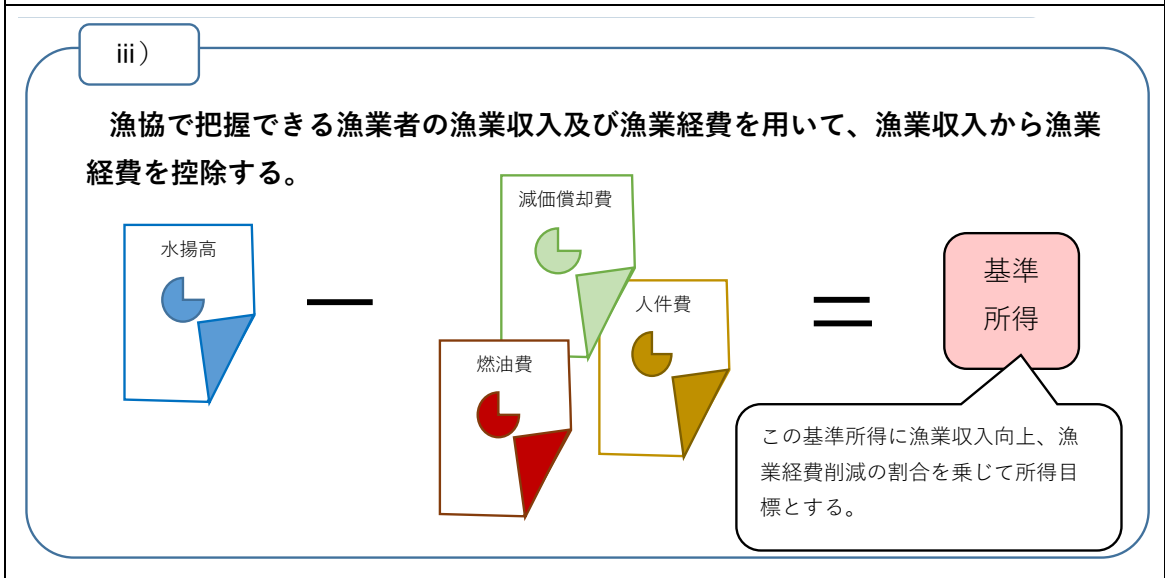
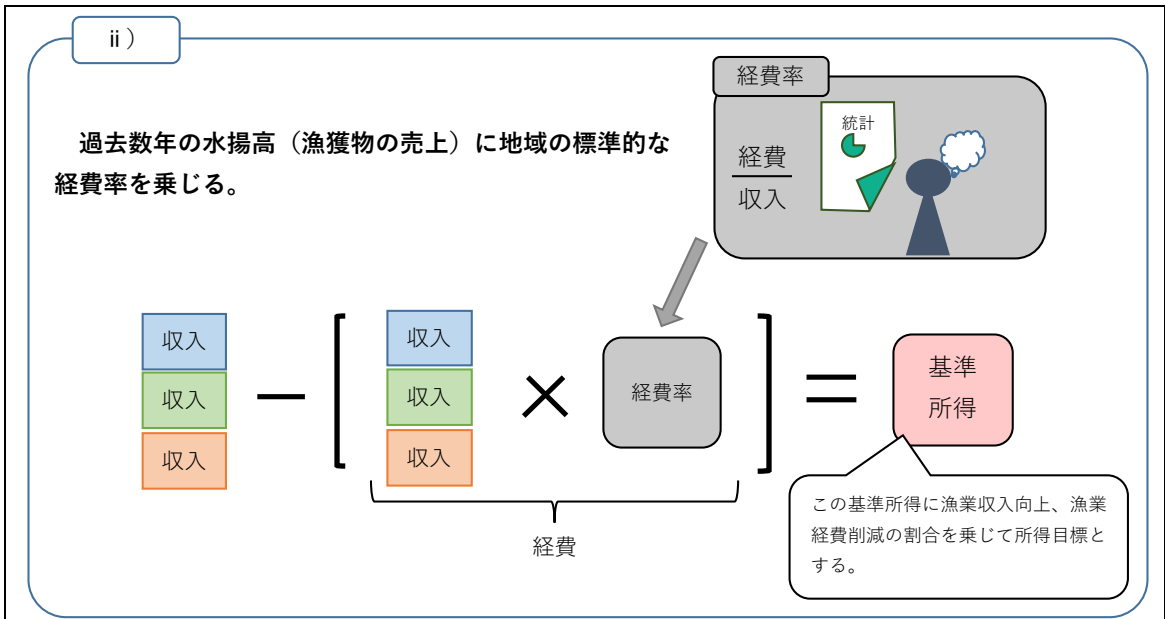
この目標算出方法の参考例で示された、目標の基準となる所得の算出方法のイメージは図2-(1)のとおりである。

¹⁹ 新たな経済対策策定に伴う水産関連施策に関する説明会資料（平成25年12月水産庁）（資料2-(1)-①）の記述による。

²⁰ 数値目標の算出方法及びその妥当性の記載について（浜再生推進NEWS2014.7.11No.2（全国漁業協同組合連合会））（資料2-(1)-②）。以下「目標算出方法の参考例」という。）の記述による。この目標算出方法の参考例は、水産庁の考え方を示したものである。

図 2-(1) 目標算出方法の参考例で示された算出方法のイメージ





(注) 水産庁の資料を基に当省が作成した。

イ 調査結果

調査した 52 再生委員会における所得目標の算出方法について、各再生委員会で細かな違いがあることを踏まえつつ、前述の目標算出方法の参考例に沿って大きく分類した結果は表 2-(1)-①のとおりである。漁業者の確定申告書類を基にした算出を行っている再生委員会が多く (i) : 30 再生委員会)、地域における経費率などを基に算出している再生委員会 (ii) : 8 再生委員会) と漁協の把握している漁業者の収入、経費を基に算出している再生委員会 (iii) : 6 再生委員会) は少なかった。また、

i) から iii) を組み合わせて算出するなどの再生委員会もみられた (8 再生委員会)。

表 2-(1)-① 調査した再生委員会における所得目標の算出方法などの概要

区分	具体的な目標の算出方法などの概要 (主なもの)
i) (30 再生委員会)	<p>主要漁業に従事する平均的な漁業者 10 人程度を任意に抽出し、確定申告書類の写しから漁業収入と漁業経費を把握。その平均から経費率 (平均経費÷平均収入) を求め、漁協の把握している全漁業者の収入にこの経費率を乗じ経費を算出。さらに、算出した経費を全漁業者の収入から差し引くことで基準となる所得を算出。この基準となる所得から、5 年後に 1 割以上所得増加となるよう目標を設定</p> <p>主要漁業であるいか釣り漁業に従事する漁業者全員 (4 人) の確定申告書類の写しから漁業収入と漁業経費を把握。過去複数年分の平均を求めることで基準となる所得を算出。この基準となる所得から、いかなの平均単価向上の取組 (鮮度保持) を行うことなどによって 5 年後に 1 割以上所得増加となるよう目標を設定。また、クロマグロの一本釣り漁業については、従事する漁業者の人数が多いため、抽出した上でおおむね上記と同様に目標を設定</p>
ii) (8 再生委員会)	<p>抽出した中核的な漁業者複数名の収入に、農林水産省で毎年行われている漁業経営調査 (※) を基にした漁労所得率 (漁労所得÷漁労収入×100) を乗じ、平均を求めることで基準となる所得を算出。この基準となる所得から、5 年後に 1 割以上所得増加となるよう目標を設定</p> <p>※ 海面漁業を行う経営体の収支状況などの経営実態を明らかにする調査で、九つの海区別に漁労収入や漁労支出等の経営収支の状況などを調査したもの (参考 URL : https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyokei/index.html)</p>
iii) (6 再生委員会)	<p>主要漁業に従事する漁業者について、漁協調べにより漁業収入から経費 (燃油代、手数料、漁具代、修繕費、その他 (エサ代や氷代など)) を除いたものを基準となる所得として算出。この基準となる所得から、新たな養殖業に取り組むことなどによって 5 年後に 1 割以上所得増加となるよう目標を設定</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した 52 再生委員会のうち 8 再生委員会については、i) ~ iii) の算出方法を組み合わせるなどの方法による。

上記のように分類した算出方法には、表 2-(1)-②のとおり、それぞれメリットとデメリットがある。例えば i) の方法では、地域の漁業の実態をよく反映できるが、手間がかかり、漁業者から確定申告書類の情報の提供を断られることもあり得る。ii) の方法では、簡易に算出できるが、地域の実態の反映という点については、用いられる指標に当該地域以外のデータも含まれるため、i) と比べると精度は低いと考えられる。

表 2-(1)-② 所得目標の算出方法のメリット・デメリット（概要）

区分	メリット	デメリット
i)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の漁業者の実際の収入や経費に基づくため、i)～iii)の方法の中で最も地域の漁業者の所得の実態を反映している 	<ul style="list-style-type: none"> 算出作業に手間がかかる 漁業者から確定申告書類の情報の提供を断られる場合がある 協力を得られた漁業者の情報だけでは偏りが生じるおそれがある
ii)	<ul style="list-style-type: none"> 統計などから算出された所得率を漁業収入に乗じているため、最も簡易に算出が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 用いられる指標に、当該地域以外のデータも含まれるため、i)より精度は低い
iii)	<ul style="list-style-type: none"> 漁協側で把握可能な漁業者の収入や経費に基づき算出するため、i)より簡易に算出が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 漁業経費として燃油費のみ把握し、漁網代などが含まれない場合があるなど、i)に比べ精度が低い場合あり

(注) 当省の調査結果による。

浜プランにおける所得目標の役割とは、関係者が成果に対する認識を共有し、取組への積極的な参画を促すとともに、取組の達成度を的確に評価・分析し、その後の改善につなげることにある。また、漁業者が確定申告書類の提出に協力的か、漁協が漁業者の収入や経費を把握しているかなど、地域によって実情も異なっている。

所得目標は、地域の実態をできるだけ反映させることは望ましいが、上記のとおり、いずれの算出方法にもメリット・デメリットがあり、地域の実情も異なる中では、上述の役割に照らして地域の関係者が納得できる、現実的な方法で算出することが肝心であり、過度に精緻な算出方法とすることを求めたり、これを画一化する必要まではないと考えられる。

(2) 再生委員会における評価・分析の実施状況

ア 浜プランの評価・分析の考え方

項目1で述べたとおり、再生委員会は浜プランの取組を評価・分析の上、毎年度に達成状況中間報告書を、5年間の実施期間の最終年度には達成状況報告書を作成し、都道府県を通じて水産庁へ提出することとされている²¹。

水産庁は、浜プランの評価・分析について、再生委員会自らで行うものといった考え方を示している²²。個々の再生委員会による評価・分析については、令和元年9月の水産庁ブロック会議において、1期目浜プランの成果・要因分析（検討フロー）のイメージを都道府県や市町村に示し、個々の再生委員会で検証し、改善につなげていくものとしているが、再生委員会の各構成員がどのように評価・分析に関わるのかといった具体的な方法については示していない。

イ 調査結果

調査した52再生委員会の評価・分析の状況をみると、表2-(2)-①のとおり、評価・分析に際して都道府県や市町村の具体的な協力はなく、浜プランの関係者間での協議を特に行っていないものがみられる一方で、表2-(2)-②のとおり、都道府県や市町村の協力の下、取組状況を評価・分析するシートを用いて関係者間で協議の上、定期的に評価・分析を行っているものがみられ、その実施内容には再生委員会により差がある状況がみられた。

表2-(2)-① 評価・分析に際して都道府県や市町村の具体的な協力はなく、浜プランの関係者間での協議を特に行っていない例

No.	評価・分析の概要
1	実際に取組を評価・分析しているのは、再生委員会の事務担当者である漁協職員1名のみであり、評価・分析のため漁業者などの関係者間で協議したことはない。また、市町村及び都道府県も評価・分析結果を検証していない。
2	取組の結果を再生委員会の担当者が漁業者から聞き取り、市町村とこの担当者間で評価・分析した結果を水産庁に報告しているのみで、評価・分析のために漁業者などの関係者間での協議や、資料の共有などは特段行っていない。

²¹ 浜プラン通知により達成状況報告書の提出を再生委員会に求めており、「浜の活力再生プラン達成状況報告書」の提出について（依頼）（平成28年1月26日水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）（資料1-(2)-⑤、再掲）により毎年度の達成状況中間報告書の提出を再生委員会に求めている。

²² 水産庁ホームページの「水産業を核とした漁村の活性化（浜の活力再生プランについて）」（平成26年2月6日水産庁（平成29年3月最終改正））（資料1-(2)-⑩、再掲）の記述による。

3	漁協の担当者が主として評価・分析をしたが、漁業者などの関係者間で協議しておらず、また、評価・分析結果も共有していない。
4	取組で生じた課題には、取組の過程の中でその都度対応していたことから、評価・分析のため漁業者などの関係者間で協議は行わなかった。達成状況報告書は、漁協の職員と市町村の担当者間で作成し、再生委員会での協議は行わずに水産庁に報告した。

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-② 都道府県や市町村の協力の下、関係者間で協議の上、定期的に評価・分析を行っているなどの例

No.	評価・分析の概要																														
1	<p>【市町村の支援のもと、進捗状況チェックシートを用いて評価・分析している例】（岡山県再生委員会笠岡市地区部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年度評価・分析のため再生委員会で協議しており、個別の取組ごとに、市町村の作成したA～Dの段階で評価する進捗状況チェックシートを用いて評価・分析している（A：プラン以上に進んでいる、B：ほぼプランどおり、C：遅れている、D：着手していない）。 評価・分析のための再生委員会の協議の場で、鮮度を保つために「神経締め（注1）した魚」を市場で判別できなかったため、判別できるよう魚に付けるタグを製作することとなり、その結果、一部の漁業者がこのタグを付けた出荷を開始した実績もある。 <p style="text-align: center;">進捗状況チェックシートの概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">取組内容</th> <th colspan="2">進捗状況</th> </tr> <tr> <th>平成26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">収入向上の取組</td> <td>神経締めによる販売価格向上とブランド化</td> <td>C：遅れている</td> <td>B：ほぼプランどおり</td> </tr> <tr> <td>直販による収入向上</td> <td>B：ほぼプランどおり</td> <td>B：ほぼプランどおり</td> </tr> <tr> <td>種苗放流や資源管理への取組による水産資源の増殖</td> <td>A：プラン以上に進んでいる</td> <td>A：プラン以上に進んでいる</td> </tr> <tr> <td>コスト削減の取組</td> <td>体験漁業等のイベントを通じた魚食普及や漁村活性化</td> <td>D：着手していない</td> <td>B：ほぼプランどおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">コスト削減の取組</td> <td>船底清掃</td> <td>B：ほぼプランどおり</td> <td>B：ほぼプランどおり</td> </tr> <tr> <td>省エネ型エンジンへの換装</td> <td>A：プラン以上に進んでいる</td> <td>A：プラン以上に進んでいる</td> </tr> <tr> <td>セーフティネット構築事業の加入促進</td> <td>B：ほぼプランどおり</td> <td>A：プラン以上に進んでいる</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 漁獲物の神経を破壊することで鮮度を保つ手法 2 浜プラン進捗状況チェックシート（資料2-(2)-①参照）を基に当省が作成した。</p>	区分	取組内容	進捗状況		平成26年度	27年度	収入向上の取組	神経締めによる販売価格向上とブランド化	C：遅れている	B：ほぼプランどおり	直販による収入向上	B：ほぼプランどおり	B：ほぼプランどおり	種苗放流や資源管理への取組による水産資源の増殖	A：プラン以上に進んでいる	A：プラン以上に進んでいる	コスト削減の取組	体験漁業等のイベントを通じた魚食普及や漁村活性化	D：着手していない	B：ほぼプランどおり	コスト削減の取組	船底清掃	B：ほぼプランどおり	B：ほぼプランどおり	省エネ型エンジンへの換装	A：プラン以上に進んでいる	A：プラン以上に進んでいる	セーフティネット構築事業の加入促進	B：ほぼプランどおり	A：プラン以上に進んでいる
区分	取組内容			進捗状況																											
		平成26年度	27年度																												
収入向上の取組	神経締めによる販売価格向上とブランド化	C：遅れている	B：ほぼプランどおり																												
	直販による収入向上	B：ほぼプランどおり	B：ほぼプランどおり																												
	種苗放流や資源管理への取組による水産資源の増殖	A：プラン以上に進んでいる	A：プラン以上に進んでいる																												
コスト削減の取組	体験漁業等のイベントを通じた魚食普及や漁村活性化	D：着手していない	B：ほぼプランどおり																												
コスト削減の取組	船底清掃	B：ほぼプランどおり	B：ほぼプランどおり																												
	省エネ型エンジンへの換装	A：プラン以上に進んでいる	A：プラン以上に進んでいる																												
	セーフティネット構築事業の加入促進	B：ほぼプランどおり	A：プラン以上に進んでいる																												
2	<p>【都道府県が作成した経年の推移が分かる様式を用いて、評価・分析している例】（大紀町再生委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 水産業普及指導員が、市町村、漁協と打合せを重ねて、浜プランの取組実績の経年推移が把握できる様式を作成した。 取組の毎年度の実績はこの様式に記録し、取組結果の検証も記載して、評価・分析結果の案として再生委員会に付議した。 																														

浜プランの取組実績の経年推移が把握できる様式の一例									
具体的な取組	平成26年度	27年度	30年度						
取組①	伊勢まだいの生産と販路拡大	同左	同左						
取組結果	生産者数：2 生産尾数：約3万匹 生産金額：約3,000万円	生産者数：2 生産尾数：約8万匹 生産金額：約8,000万円	生産者数：2 生産尾数：約11万匹 生産金額：約1億6,000万円						
結果の検証(評価)	伊勢まだいブランドの定着により生産量は約4倍に伸びているが、価格・販路は流通状況に左右される。今後価格向上や販路拡大を目指すには関係機関と連携した取組を継続する必要がある。								
<p>(注)1 浜プランの取組実績の経年推移が把握できる様式(資料2-(2)-②参照)を基に当省が作成した。</p> <p>2 本様式は三重県の水産業普及指導員が、再生委員会の評価・分析に役立つよう、任意に作成し、提示したもの</p> <p>・ 例えば、加工品販売であれば施設売上や移動販売売上、移動販売巡回数、ブリ祭の実施であれば来場者数やブリ販売数、売上、海藻の養殖であれば養殖規模、収穫量、売上などを記録し、取組ごとにこれらの実績を踏まえた結果の検証(評価)を行っている。</p>									
3	<p>【都道府県の担当者が再生委員会の評価・分析に参画している例】 (福岡市再生委員会)</p> <p>・ 都道府県の担当者が再生委員会を複数回往訪し、市町村及び漁協の担当者とともに、1期目浜プランの取組の進捗や達成状況、課題などを確認している。</p> <p>・ 1期目浜プランの評価・分析のため、再生委員会で協議し、都道府県の職員が参加の上、成果を基に課題などを議論して、2期目浜プランの取組内容を決めている。</p> <p style="text-align: center;">再生委員会で用いられた評価・分析資料の例(抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1期目の取組</th> <th>1期目に係る成果や課題等</th> <th>2期目の取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サワラの高鮮度処理、出荷</td> <td>漁獲後の血抜き・活締め(いきじめ)の高鮮度処理を行い魚価の向上に取り組んだが魚価の向上までに至らず。</td> <td>福岡県漁業協同組合連合会提供の設備を使って鮮度向上に取り組み、価格向上とブランド化を目指す。</td> </tr> </tbody> </table>			1期目の取組	1期目に係る成果や課題等	2期目の取組	サワラの高鮮度処理、出荷	漁獲後の血抜き・活締め(いきじめ)の高鮮度処理を行い魚価の向上に取り組んだが魚価の向上までに至らず。	福岡県漁業協同組合連合会提供の設備を使って鮮度向上に取り組み、価格向上とブランド化を目指す。
1期目の取組	1期目に係る成果や課題等	2期目の取組							
サワラの高鮮度処理、出荷	漁獲後の血抜き・活締め(いきじめ)の高鮮度処理を行い魚価の向上に取り組んだが魚価の向上までに至らず。	福岡県漁業協同組合連合会提供の設備を使って鮮度向上に取り組み、価格向上とブランド化を目指す。							

	ヤリイカの出荷	「一本槍（いっぽんやり）」 (注1) への出荷による魚価の向上がみられた。	「一本槍」への出荷数量を増やし、所得の安定と向上を目指す。												
	ヤズ（注2）の加工品開発、販路拡大	平成26年度より着実に生産量、販売金額ともに伸びている。	「しまごはん」（注3）の新商品開発（ヤズを使って新しい加工品の開発）												
	<p>(注)1 福岡県漁業協同組合連合会がブランド化している胴長15センチ以上のヤリイカ。漁師が釣り上げたものを生きたまま水揚げする。</p> <p>2 ブリの若魚のこと。</p> <p>3 福岡市西区小呂島で漁獲された天然ヤズのみを使い、焼いてほぐした加工品</p> <p>4 再生委員会で用いられた評価・分析資料の例（資料2-(2)-③参照）を基に当省が作成した。</p>														
4	<p>【都道府県の作成した評価・分析シートなどを活用している例】（野母崎三和地区再生委員会、松浦地区再生委員会、宇久小値賀地区再生委員会）</p> <p>・ 1期目浜プランの取組ごとに「取組成果」、「評価(要因分析)」、「検証(課題、見直しの方向性)」を記載する欄を設けた評価・分析シートを都道府県が作成し、1期目浜プランの評価・分析と2期目浜プランの策定に活用している。</p> <p style="text-align: center;">再生委員会で用いられた評価・分析資料の例（抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>取組</th> <th>取組成果</th> <th>評価（要因分析）</th> <th>検証 (課題、見直しの方向性)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新たな魚種としてクエの種苗放流を行う。</td> <td>クエの種苗放流を平成26年度から30年度にかけ毎年●●尾を放流し、累計●●尾を放流した。</td> <td>漁協の●kg以上のクエの取扱いが、平成25年度と比較して29年度は10%増加したことから、取組の成果が表れている。</td> <td>●kg以上は単価が上がり、所得の向上が図られることから、放流サイズをアップして引き続き取組を行う。 ⇒次期：継続</td> </tr> <tr> <td>鮮魚出荷しているその他の魚を活締め（いきじめ）、神経締めを徹底させ、サイズの統一により魚価向上を図る。</td> <td>・鮮魚の活締め、神経締めは漁業者に定着 ・サイズの統一を図ったが魚価向上にはつながらなかった。</td> <td>・鮮魚の活締め、神経締めは全漁業者が積極的に取り組んだ。 ・サイズ統一を図ったが、出荷先へのアピールが不足していた。</td> <td>サイズ統一や出荷先へのアピールや販売促進が課題 ⇒次期：見直し（マサバの出荷と同調して、出荷先へのアピール、販売促進を強化する）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 長崎県の資料を基に当省が作成した。</p>			取組	取組成果	評価（要因分析）	検証 (課題、見直しの方向性)	新たな魚種としてクエの種苗放流を行う。	クエの種苗放流を平成26年度から30年度にかけ毎年●●尾を放流し、累計●●尾を放流した。	漁協の●kg以上のクエの取扱いが、平成25年度と比較して29年度は10%増加したことから、取組の成果が表れている。	●kg以上は単価が上がり、所得の向上が図られることから、放流サイズをアップして引き続き取組を行う。 ⇒次期：継続	鮮魚出荷しているその他の魚を活締め（いきじめ）、神経締めを徹底させ、サイズの統一により魚価向上を図る。	・鮮魚の活締め、神経締めは漁業者に定着 ・サイズの統一を図ったが魚価向上にはつながらなかった。	・鮮魚の活締め、神経締めは全漁業者が積極的に取り組んだ。 ・サイズ統一を図ったが、出荷先へのアピールが不足していた。	サイズ統一や出荷先へのアピールや販売促進が課題 ⇒次期：見直し（マサバの出荷と同調して、出荷先へのアピール、販売促進を強化する）
取組	取組成果	評価（要因分析）	検証 (課題、見直しの方向性)												
新たな魚種としてクエの種苗放流を行う。	クエの種苗放流を平成26年度から30年度にかけ毎年●●尾を放流し、累計●●尾を放流した。	漁協の●kg以上のクエの取扱いが、平成25年度と比較して29年度は10%増加したことから、取組の成果が表れている。	●kg以上は単価が上がり、所得の向上が図られることから、放流サイズをアップして引き続き取組を行う。 ⇒次期：継続												
鮮魚出荷しているその他の魚を活締め（いきじめ）、神経締めを徹底させ、サイズの統一により魚価向上を図る。	・鮮魚の活締め、神経締めは漁業者に定着 ・サイズの統一を図ったが魚価向上にはつながらなかった。	・鮮魚の活締め、神経締めは全漁業者が積極的に取り組んだ。 ・サイズ統一を図ったが、出荷先へのアピールが不足していた。	サイズ統一や出荷先へのアピールや販売促進が課題 ⇒次期：見直し（マサバの出荷と同調して、出荷先へのアピール、販売促進を強化する）												
5	<p>【取組を評価・分析するための再生委員会に都道府県が関与している例】（高知地区再生委員会清水部会）</p>														

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の水産業普及指導員の指導を受け、漁業関係者が一同に顔を合わせて浜プランの取組などについて話し合う場として、平成29年度からは毎年1回、評価・分析のため再生委員会で協議しており、水産業普及指導員もこれに参画している。 ・ 水産業普及指導員2名が、再生委員会に出席し、1期目の取組に関連して、電気でサメを駆除するための道具やその電圧出力、今後のサメ駆除の実施体制など、専門的な知見に基づく助言をしている。
--	---

(注) 当省の調査結果による。

浜プラン通知には、浜プランの策定に当たっては、関係者の合意を得た上、都道府県を通じて水産庁長官に承認申請を行う、承認申請を受けた際、都道府県は、当該プランが都道府県及び関係する市町村の施策に整合していることを確認するなど記載されているように、浜プランの策定には、都道府県を含め多岐にわたる関係者の合意形成が求められていること²³を踏まえると、浜プランに記載された取組の評価・分析には、これら幅広い関係者の参画を得る方が、より浜プランの趣旨に沿っていると考えられる。

また、上述のとおり、都道府県や市町村の支援も受けた評価・分析には、着実にPDCAサイクルを回していくための工夫が随所にみられており、個々の検証を改善につなげていくとしている水産庁の考えにも沿った結果が表れている。

このように、取組内容を効果的に見直すことができる評価・分析をするためには、現場の実態に基づいて課題を見だし、これを克服する方策について協議する場が不可欠であるとともに、その時点までの成果を的確に把握する手法が有益である。

以上記述したとおり、浜プランの評価・分析の内容には、再生委員会によって大きな差があるのが実態であるところ、水産庁としては、達成状況中間報告書や達成状況報告書の記載内容を把握するにとどまっておらず、同庁から都道府県や市町村に対して、再生委員会の評価・分析を支援するよう助言・要請した実績はみられない。

²³ 水産庁は浜プラン通知において、「浜の活力再生プランの策定に当たっては、関係者の合意を得たものでなければならない」（第2 策定方法の2）、「第2により浜の活力再生プランを策定した地域水産業再生委員会は、別記様式第1号又は別記様式第2号により、都道府県を通じて水産庁長官に承認申請を行うものとする。その際、当該都道府県は、当該プランが当該都道府県及び関係する市町村の施策に整合していることを確認するものとする」（第4 承認申請及び承認手続の1）としている。

(3) 浜プランの評価・分析の在り方

ア 浜プランにおける目標達成の基本的な考え方

浜プランという施策は、様々な取組を記載したプランを地域が策定し、水産庁の承認を経て、プランに位置付けられた取組を実施し、漁業者の所得の向上を通じて漁業・漁村地域の活性化を図るものである。その際、関連施策により国の支援を受けることができる。この浜プランを継続するためには、成功した取組と結果が出なかった取組の要因を検討するなど、1期目の浜プランを評価し、2期目の浜プランではこの評価を踏まえた対策を講ずることとされている。

このことを踏まえ、浜プランの個々の取組が漁業所得にどのような影響を及ぼしたのか、取組の効果はどのように把握されているかについて調査したところ、以下のような結果がみられた。

イ 浜プランの各取組と目標との関係

(7) 浜プランの各取組の所得目標への寄与の状況

調査した52再生委員会から、各取組の所得目標への寄与の状況を聴取したところ、表2-(3)-①のa)、b)にみられるとおり、漁業所得の向上に寄与したとする取組が約半数みられた。

一方で、c)浜プランの取組の結果の影響よりその他の要因の影響が大きかったとするものが91取組(約13%)であるなど、漁業所得向上への影響が小さいものから不明のものまで、半数以上(約53%)みられた。

そもそも浜プランには、漁業所得の向上に直接寄与しなくても、漁業・漁村地域の活性化につながる取組であれば盛り込むこととされていること²⁴から、浜プランは、漁業所得増に影響が大きいとされる取組と、漁業所得増に影響は小さくても広く漁業・漁村地域の活性化に資すると考えられる取組とが混在しているものである。

これらの取組を進めるには、漁業者、都道府県や市町村のみならず、食品加工業、流通業、観光等サービス業、地域住民など、漁業の周辺に広がる幅広い関係者の参加と協力が不可欠であり、その取組が地域の活性化にどのように結び付くのか、すなわち、具体的に何を目指して取り組むのかについての、各参加者の納得と認識の共有が出発点になると考えられる。

²⁴ 浜プラン策定にかかる留意事項(浜再生推進NEWS 2014.7.11No.2(全国漁業協同組合連合会)) (資料2-(3))の記述による。この留意事項は、水産庁の考え方を示したものである。

これらの取組によって漁業・漁村地域が「活性化」したと言えるためには、取組によって活性化したと参加者が実感できることが必要であり、どのような状況を生み出せばこの実感が得られるか、を目に見える形に表したものが「目標」と言える。

表 2-(3)-① 浜プランの取組の所得目標への寄与の状況

(単位：取組数、%)

区分	取組数
a) 漁業者の所得向上について、浜プランの取組の結果の影響が、その他の要因の影響より大きかった。	144 (21.1)
b) 漁業者の所得向上について、浜プランの取組の結果の影響もあったが、その他の要因の影響もあった。	178 (26.1)
c) 漁業者の所得向上について、浜プランの取組の結果の影響よりその他の要因の影響が大きかった。	91 (13.3)
d) 漁業者の所得向上について、浜プランの取組の結果の影響は特になかった。	49 (7.2)
e) 漁業者の所得向上について、浜プランの取組の結果の影響は不明	221 (32.4)
計	683 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した 52 再生委員会の 683 取組の状況である。

3 取組数の割合は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の計と合計は一致しない。

(イ) 各取組による効果の把握状況

a 漁業所得の増加に影響が大きいとされる取組

漁業所得の向上への影響が大きいとされる、表 2-(3)-②のような販路拡大や高鮮度化などの取組をした場合でも、漁業所得の変動は、漁獲高や魚価の相場、燃料価格などの外部要因の影響も受けている。

表 2-(3)-② 漁業所得の増加に影響が大きいとされる取組の例（主なもの）

取組の区分	取組の概要と再生委員会の評価
大手量販店・飲食店との連携、直販施設での販売、宅配便の活用などによる販路拡大	市が国の補助を得て整備した水産振興施設を漁協が運営し、以下に取り組みることにより漁業所得向上に寄与 a) 漁業者による魚介類の直接販売、b) 市場価格より高値で買い取った漁獲物を施設内の食堂で提供、c) 直売所などでの新たな雇用の創出（豊前市再生委員会）
活締め（いきじめ）、神経締め、血抜きなどによる高鮮度化	県技術センターの指導で「サワラ高鮮度処理マニュアル」によるサワラの高鮮度処理化に取り組み、ブランド化して、県外の市場に出荷したところ、高評価を得て魚価が向上（糸島市再生委員会）
低利用魚、未利用魚を活用した商品開発、商品価値向上	漁師の賄い料理などを基に漁協などが新商品を開発し、近隣の売店での販売、学校給食への提供、首都圏のイベントへの出品などの販路を拡大したとこ

	る、売上が増え、漁業者の収入向上、雇用の創出に寄与（福岡市再生委員会）
--	-------------------------------------

（注）当省の調査結果による。

また、漁業所得の算出方法は、項目 2(1)で述べたとおり、各再生委員会によって様々であり、広域的な統計なども用いながら漁業所得を算出している場合、個別の取組の成果と漁業所得の変動との関係は薄くならざるを得ない。

このように、漁業所得の増加に影響が大きいとされる取組であっても、漁業所得の変動に取組が及ぼした効果を抽出して把握することには限界がある。

このような問題意識から、水産庁は平成 30 年 4 月、2 期目浜プランの策定に当たり、「取組の成果を端的に表現」し、外的要因に左右されずに所得目標を補完できる「サブ指標」を設定するよう、各再生委員会に求めている²⁵。「サブ指標」の例として、低・未利用魚の加工品の増加や、直販所における地元水産物の販売金額の増加などが示されている。

漁業所得そのものは、浜プランの取組以外の外的要因にも大きく左右されることから、これを補完する「サブ指標」を設けることは有意義と考えられる。

しかしながら、調査した 52 再生委員会におけるサブ指標の設定状況をみると、表 2-(3)-③のとおり、外的要因に左右されずに所得目標を補完できると考えられる指標が設定されている例がみられる一方で、従前の所得目標を漁業種別に分割した指標が設定されている例もあり、サブ指標の趣旨が必ずしも定着していない状況がみられた。

表 2-(3)-③ 再生委員会における主なサブ指標の設定状況とその理由

区分	サブ指標の概要	サブ指標の設定理由
取組の成果を端的に表現し得ると考えられるもの	加工品の販売種類、販売数量の増加	1 期目浜プランに基づき、ブリの若魚をフレーク状に加工した商品を開発したところ、売上好調で雇用増加にもつながったことから、2 期目でも売上増加を期待して、商品の種類と販売数量の増加を目標とした。
	神経締めを実施する漁業者数の増加	1 期目浜プランに基づき、漁獲物の高鮮度化と魚価向上を図って実施していた「神経締め」は、荷仕立てまでの作業工程で通常より手間がかかるため、実施する漁業者は少なかったが、浜全体の魚価向上や

²⁵ 「第 2 期浜の活力再生プランの策定について」（平成 30 年 4 月 23 日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）（資料 1-(2)-⑨、再掲）の記述による。

		ブランド化には、一定数の漁業者が一体となって取り組んでいく必要があると判断し、2期目もこれを実施する漁業者数の増加を目標とした。
	漁協食堂の売上食数、漁協による釜揚げシラスと生シラスの仕入れ量の増加	港の漁協食堂での提供が、水揚げされた「シラス」の品質をPRし、魚価の維持・向上に役立つことから、食堂の営業を続け、安定して漁協がシラスを買い支えることにより、水揚げ状況に左右されず魚価向上を図ることを方針とし、食堂の売上食数とシラスの仕入れ量の増加を目標とした。
これまでの所得目標とおおむね変わらないと考えられるもの	漁業種別（定置網、漁船、養殖）に、漁業所得を10%向上させる。	漁業種ごとの取組成果を明確にするため、定置網漁業、漁船漁業、養殖漁業に区分した所得目標を設定した。

(注) 当省の調査結果による。

b 漁業所得の増加に影響が小さいとされる取組

調査した再生委員会の浜プランの中には、表2-(3)-④のような魚食普及のための料理教室の開催など、漁業所得の増加に影響は小さくても広く漁業・漁村地域の活性化に資すると考えられる取組がみられた。これらの取組については、上述の漁業所得の増加に影響が大きい取組に比べ、その効果が把握しにくいものと考えられる。

表2-(3)-④ 漁業所得の増加に影響が小さいとされる取組の例（主なもの）

取組の区分	取組の概要と再生委員会の評価
魚食普及のための料理教室の開催	海藻などの水産物を使った郷土料理教室を随時開催していた（現在は休止中）。郷土愛を持った子供の育成と魚食普及を目標としており、漁業・漁村地域の活性化には寄与したと思う。（南島原市有家地区再生委員会）
学校給食への参加（魚食文化の普及）	市内の学校にホッキ貝を提供している。若年層へのホッキ貝魚食文化の普及を目標としており、地元水産業への理解が深まって、漁業・漁村地域の活性化につながったと考えられる。（苫小牧市再生委員会）

(注) 当省の調査結果による。

調査した再生委員会からは、これらの取組が漁業・漁村地域の活性化に「どのように」寄与したのかについての明確な回答までは得られなかった。また、このような効果が把握しにくい取組について、直ちに効果が表れるとは限らないことなどから「具体的な効果は分からない、把握できない」、「漁業所得以外の目標でもよいので、取組ごとの妥当な目標を設け、それについて取組後にどうであったのかを確認する方法がよいのでは」という意見も聴かれた。

このように、浜プランの取組のうち、漁業所得の増加に影響が小さいとされるものについて、効果が把握しにくくどのように評価・分析すればよいのか苦慮している地域の実態がみられた。

これらの効果が把握しにくい取組については、

- i) 取組のそれぞれが、漁業・漁村地域の活性化に少しでも結び付いたと実感できたか、できなかったか、
- ii) 実感できた場合、その取組が具体的にどのように活性化に結び付いたか、更に活性化させるにはどう改善すればよいか、
- iii) 実感できなかった場合、何を反省点や教訓とし、これを地域の活性化に結び付けるには、取組のどこをどのように改善すればよいか、

などについて、再生委員会の構成員が膝詰めで話し合い、取組の直接の担い手の思いや考えも酌み取って評価・分析するのが現実的であると考えられる。

(4) まとめ

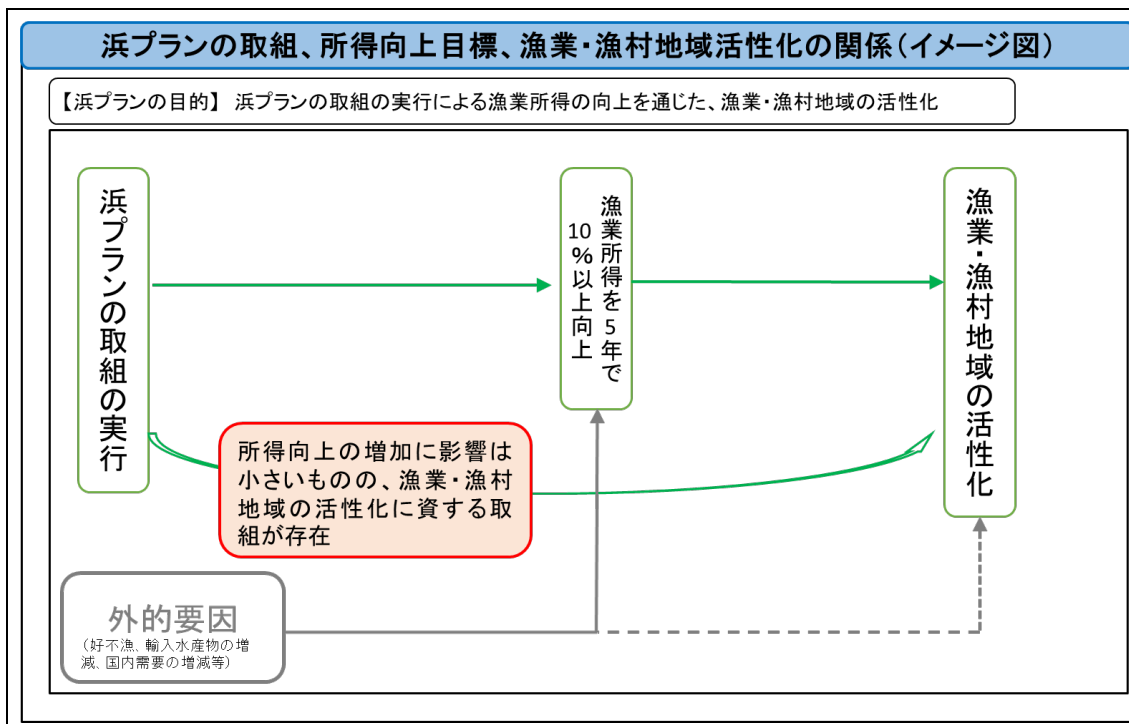
浜プランは、漁業所得向上への影響の度合いを問わず、様々な取組を通じて、漁業・漁村地域の活性化を図る施策である（図2-(4)参照）。2期目以降も継続して効果を上げるためには、それぞれの取組の結果を的確に評価・分析し、これを今後の取組にいかすこと、すなわち「着実にPDCAサイクルを回していくこと」が不可欠である。

今回の調査の結果、このPDCAサイクルについて、以下のことが明らかになった。

- i) 漁業所得の算出については、地域の実情に応じて様々な方法があり、それぞれにメリット・デメリットがある（項目2(1)）。
- ii) 評価・分析の実態も、都道府県や市町村の支援を受けながら関係者が一堂に会して取り組んでいるものから、漁協の担当者だけで取り組んでいるものまで、多様である（項目2(2)）。
- iii) 浜プランの取組には、漁業所得の増加に影響が大きいとされるもの、影響は小さくても漁業・漁村地域の活性化に資するとされるものがある（項目2(3)イ(ア)）。
- iv) 水産庁は、好不漁など漁業所得変動の外部要因に左右されにくい「サブ指標」の設定を再生委員会に求めているが、この趣旨が必ずしも定着していない（項目2(3)イ(イ)a）。
- v) 漁業所得の増加に影響は小さくても漁業・漁村地域の活性化に資するとされる取組について、効果が把握しにくく、どのように評価・分

析すればよいのか苦慮している地域の実態がみられる（項目2(3)イ(イ)b）。

図2-(4) 浜プランの取組、所得向上目標などに係るイメージ図



(注) 当省の調査結果による。

【所見】

したがって、農林水産省（水産庁）は2期目以降の浜プランを一層効果的に継続するために、浜プランの評価・分析に関し、以下の取組を進めることが必要である。

- ① 都道府県や市町村の支援も得つつ、漁業者など取組の直接の担い手が参画して、定期的に評価・分析しているような意味のある方法を、優良事例も収集して再生委員会と都道府県に示すこと。
- ② 外的要因に左右されずに所得目標を補完でき、地域の実態に即した「サブ指標」の設定を、今後一層定着させること。
- ③ 漁業所得の増加に影響は小さくても広く漁業・漁村地域の活性化に資すると考えられる取組については、
 - i) 取組のそれぞれが、漁業・漁村地域の活性化に少しでも結び付いたと実感できたか、できなかったか、
 - ii) 実感できた場合、その取組が具体的にどのように活性化に結び付

いたか、更に活性化させるにはどう改善すればよいか、
iii) 実感できなかった場合、何を反省点や教訓とし、これを活性化に
結び付けるには、取組のどこをどのように改善すればよいか、
などについて、再生委員会の構成員で話し合い、取組の直接の担い手の
意見を踏まえ評価・分析するよう促すこと。

3 漁業・漁村地域の活性化に関する取組例

これまで述べてきたとおり、浜プランには、漁業者の所得向上を通じた漁業・漁村地域の活性化を目指す様々な取組がみられる。

調査した 52 再生委員会における 683 の取組のうち、漁業・漁村地域の活性化に関する成果があったと考えられる主なものを以下のとおり整理した。

表 3 漁業・漁村地域の活性化に関する成果があったと考えられる取組例（主なもの）

No.	再生委員会名	取組の区分	取組の概要
1	下風呂地区再生委員会	広告・宣伝活動（イベントの開催など）	地元での海産物の消費を拡大するため、風間浦鮫鱈（あんこう）感謝祭など村が主催する水産関係のイベントに参加
2	岸和田臨海地区再生委員会	〃	岸和田市の商店街の活性化と浜のにぎわいづくりのため、集客イベント「大漁親子まつり」を開催
3	大井川地区再生委員会	販路拡大（大手量販店・飲食店との連携、直販施設での販売、宅配便の活用など）	大井川港の桜えびの知名度向上による需要の拡大を図るため、PR の実施や漁協直営食堂を開設
4	兵庫県再生委員会坊勢部会	〃	坊勢島は産地として知名度の低さが課題であったため、漁協直営の施設を開設
5	豊前市再生委員会	〃	水産振興施設を漁協が運営し、漁業者による魚介類の直接販売や市場価格より高値で買い取った漁獲物を施設内の食堂で提供
6	福岡市再生委員会	低利用魚、未利用魚の活用（商品開発、商品価値向上など）	漁師の賄い料理を基に漁協などが新商品を開発し、近隣の売店での販売、学校給食への提供、首都圏のイベントへの出品などを実施
7	岡山県再生委員会笠岡市地区部会	活締め（いきじめ）、神経締め、血抜きなどによる高鮮度化	鮮度保持を目的として、漁獲物に神経締めを施し、これを証明するタグを付けて出荷
8	糸島市再生委員会	〃	県技術センターの指導で「サワラ高鮮度処理マニュアル」によるサワラの高鮮度化に取り組み、ブランド化して、県外の市場で販売促進活動を展開

9	大洗町再生委員会	省エネ型エンジン、省エネ型漁具、省人化機器の導入	シラスの運搬について、岸壁から市場内までの人力で行っていたものを、ベルトコンベアを導入し自動化
---	----------	--------------------------	---

(注) 当省の調査結果による。

取組例① 水産関係のイベントによる観光客の増加【下風呂地区再生委員会】

取組の概要

- 地元海産物の販売促進や消費拡大、付加価値の向上が課題となっていた。
- 風間浦鮫鱈(あんこう)感謝祭など、村が主催する水産関係のイベントに参加し、宣伝・販売に努めた。

取組の成果

- 村の主要観光地である下風呂温泉郷に来た観光客を含めた、県内外からの来訪者への試食会や水産物販売のほか、新たな料理方法の紹介や加工品販売を浜プランの実施期間を通じて行った。
- 風間浦鮫鱈の知名度の上昇により、イベント参加者数や村が運営する風間浦鮫鱈の専用ホームページへのアクセス数が上昇していたり、報道機関からの取材の依頼が来たりするなど、地域においても、その効果を肌で実感している。

(イベント参加者数など)

- ・ ゆかい村海鮮どんぶり : 1,500人(H25) → 3,000人(H29)
- ・ 風間浦鮫鱈感謝祭 : 500人(H25) → 700人(H29)
- ・ 下風呂温泉宿泊客数 : 1万8,594人(H27) → 2万3,824人(H29)



風間浦鮫鱈感謝祭の様子



風間浦の鮫鱈

取組例② 漁協が中心となったイベントの開催【岸和田臨海地区再生委員会】

取組の概要

- 岸和田市の商店街が活気を失っているため、何とか「浜から街を元気にしていきたい」という思いがあった。
- 漁協が中心となって「大漁親子まつり」などの集客イベントを開催し、地域のにぎわいづくりに貢献

取組の成果

- 浜プランを開始した平成26年度から毎年「大漁親子まつり」を開催。開催当初の来場者数は約5,000人であったが、年々増加傾向にあり、令和元年度は約7,000～8,000人が来場。地域との交流を通じて大阪湾の魚のおいしさを知ってもらうことに成功
- 「大漁親子まつり」を契機として、平成27年度からは毎週日曜日に「地蔵浜みなとマルシェ」を開催している。漁協が鮮魚や加工物を販売するほか、漁協以外の飲食ブースやイベントも開催し、平常時には1,000人～1,500人、月に一度フリーマーケットを行うときには約2,000～3,000人が来場するなど、地域のにぎわいづくりにつなげている。

<参考>

- ・大阪府が出資した公益財団法人の独自の事業を「大漁親子まつり」の開催に活用（H26～30）
- ・岸和田市独自の事業を「地蔵浜みなとマルシェ」の開催に活用（H29～30）



大漁親子まつりの様子



地蔵浜みなとマルシェの様子

取組例③ 漁協直営食堂を開設【大井川地区再生委員会】

取組の概要

- 全国で桜えび漁を行っているのは2地区のみだが、「桜えびと言えば由比」というイメージが定着しているため、桜えび漁業が大井川港で行われていることを地元住民にさえも知られていないのが現状となっていた。
- 大井川港の「桜えび」の知名度向上による消費者需要の拡大を図るため、桜えびかき揚げ丼などのPRや漁協直営食堂の開設を行った。

取組の成果

- 平成30年の漁協直営食堂の整備に向けて、26年から28年の3年間、月1回（H26は6～10月、H27は4～10月、H28は4～9月）、大井川港魚市場内で「丼市」を開催し、桜えびかき揚げ丼や生シラス丼などをワンコイン（500円税込み）で試験的に販売するなど、積極的に商品のPRを行った。
- 平成30年5月に漁協直営食堂「さくら」を開設。様々なメディアに取り上げられたこともあり、来客者へのアンケート調査（静岡県実施）の結果によれば、県外からの来客者の割合が平成30年6月30日は15%であったものが、約1年後の令和元年5月25日には33%に上昇している。
- 営業日・時間が限られているため、収益は多くないものの、県内外から集客していることから、「大井川港の桜えび」の知名度向上に寄与。食堂の運営のため地元の方を7～8人採用するなど、雇用創出にもつながっており、漁業・漁村地域の活性化にも貢献している。

<参考> 主な国の関連事業

- ・ 農林水産省（水産庁） 水産業強化支援事業（H29） 食堂の建物の整備に活用
- ※ 静岡県独自の事業を、食堂の設備の整備に活用（H29）



桜えびかき揚げ丼



漁協直営食堂「さくら」

取組例④ 漁協の直販施設の開設【兵庫県再生委員会坊勢部会】

取組の概要

- 坊勢島は、姫路港から航路で約30分を要する離島で島内に産地市場がないため、他市で水揚げせざるを得ず、「産地」として知名度の低さが課題となっていた。
- 島外に拠点施設として、活魚水槽やレストランを併設した直販施設「姫路とれとれ市場」(※)を整備。坊勢ブランドの浸透を図った。
- ※ 現在の名称は「姫路まえどれ市場」



姫路とれとれ市場

取組の成果

- 平成27年3月に「姫路とれとれ市場」をオープン。販売する活魚などの魚介類は、直販施設に隣接する市場から漁協組合員が出荷するものを入札して仕入れている。その結果、魚介類の販売量が増加し、魚価の低落に歯止めをかけられるなど、一定の買い支えの効果が出ている。
- また、直販施設において、坊勢漁協で推進しているブランド魚の販売イベントなどを開催し、その周知に努めている。
- 利用者数は、平成27年度以降10万人を超えており、「坊勢」について知名度が向上したという実感を得ている。
- また、直販施設の更なる利用の促進と「坊勢」の周知を図るため、漁業見学体験船を整備し、令和元年5月から運航を開始している。



華姫さわら御膳

<参考> 主な国の関連事業

- ・農林水産省（水産庁） 水産業強化支援事業（H30） 見学体験船の整備に活用
- ※市場の施設の整備に、姫路市独自の事業を活用

取組例⑤ 食堂や加工所が一体となった施設の開設【豊前市再生委員会】

取組の概要

- 各季節にまとまって漁獲される魚種が大量に市場に出荷されることで、度々値崩れが発生。これにより漁獲による売上げよりも出漁による燃油などの経費の方が高くなる場合が多く、経費負担を避けて漁業者が漁を行わないことなどが課題となっていた。
- 漁業者の所得向上を目指し、食堂、加工所などが一体となった6次産業化施設である「うみてらす豊前」を開設した。

取組の成果

- 平成28年6月に「うみてらす豊前」を開設。漁業者からの漁獲物を市場価格より高値で買い取り、食堂で一般客に提供したり、加工所での加工品の材料として使用するなど魚価を下支え。これまで市場で値崩れしていた魚価が飛躍的に向上し、これまで燃油などの経費負担を避けて出漁しなかった漁業者も積極的に漁を行うようになった。また、意欲ある漁業者は、自ら価格を設定し、観光客などに対して積極的に直接販売を行うようになった。
- 豊前市及び豊築漁協によるマスコミやイベントを通じた積極的なPRや、新鮮な活魚を市場やスーパーよりも安値で購入できるメリットから、多くのリピーターを獲得（来訪者の約90%が豊前市外からの利用客）し、毎年約1億4,000万円の売上げを計上
- 食堂、加工所などで勤務するパート従業員を地域住民から新たに雇用するなど、漁業・漁村地域の活性化に寄与している。



うみてらす豊前



漁師食堂うのしま豊築丸

<参考> 主な国の関連事業

- ・農林水産省（水産庁） 産地水産業強化支援事業（水産業強化対策整備交付金）（H26～27）
- ※当該事業は、浜プランが開始されたH26時点で、優先採択事業とされていた。

施設の整備に活用

取組例⑥ 未利用魚を活用した商品開発【福岡市再生委員会】

取組の概要

- 福岡市の小呂島は人口の約半数が漁業者であり、近年の漁獲量の減少や魚価の低迷により、漁業者の収入が減少し、島内の経済に影響が出ていた。
- まき網漁業で混獲されるヤズ（ブリの若魚）を有効活用した商品「小呂島漁師のしまごはん」を開発し、販路の拡大などの取組を実施。島の漁業者の収入向上や雇用の創出に寄与した。

取組の成果

- 小呂島の主要な漁法であるまき網漁業において、大量に混獲されるヤズが傷みやすいなどの理由で未利用魚となっていることに着目。島内の関係者や外部アドバイザーなどの意見を受け、漁師の賄い料理などを基に、ヤズをフレーク状に加工した「小呂島漁師のしまごはん」を商品として開発。平成26年9月から販売を開始した。
- 当初は、小売や流通業者とのつながりはない状態だったが、試食会や商談会などへの参加、首都圏のイベントで市と漁協が協力してPR活動を行うなど、積極的に販路拡大を行い取扱先を増やした。その結果、当該商品の平成30年度の売上は27年度に比べ1.3倍となるなど、漁業者の収入向上に寄与した。
- また、福岡市が学校給食の地産地消に取り組んでいることから、平成28年度から市内の中学校及び特別支援学校の給食に当該商品を提供。さらに、当該商品の製造のため、島内の女性をパート従業員として雇用するなど、漁業・漁村地域の活性化にも貢献している。



小呂島漁師のしまごはん



製造の様子

取組例⑦ 鮮度保持のための神経締めを実施した漁獲物を出荷

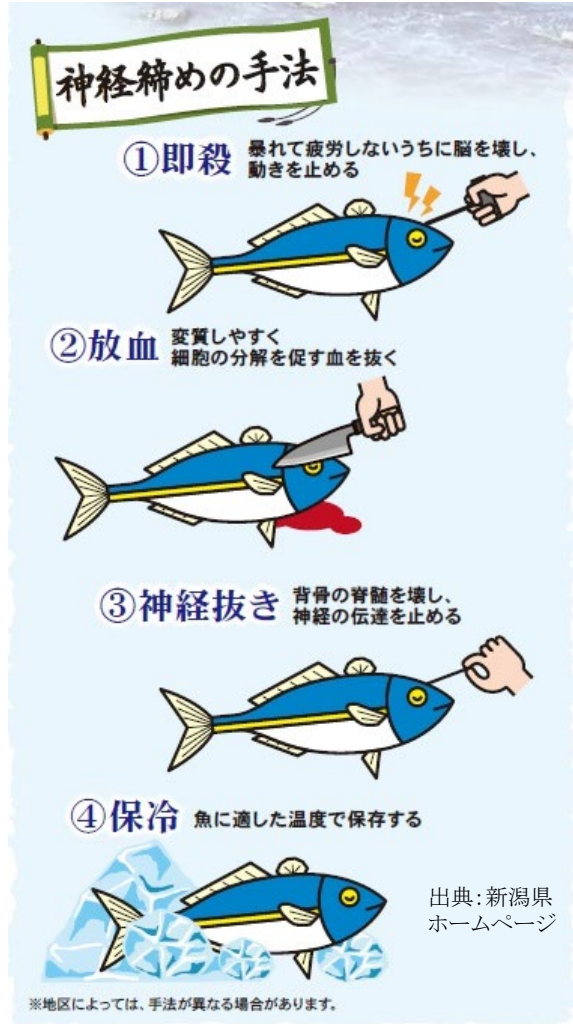
【岡山県再生委員会笠岡市地区部会】

取組の概要

- 魚価の低迷による漁業者の収入減に対応するため、漁獲物のブランド化による魚価向上を目指し、神経締めによる高鮮度化を行った。
- 神経締めを行った漁獲物であることを証明するタグを付けて出荷することで、魚市場や料理店から高い評価を得た。

取組の成果

- 神経締めの技術の普及を目指し、研修会を実施。また、既に神経締めを実施していた市内の漁協に加え、もう一つの漁協へも共同実施を働き掛けた。
- 一部の地域では神経締め鯛としてタグを付けて販売しているが、手間も掛かるため漁獲物の全てでは実施されておらず、2期目浜プランにおいてブランド化を目指す。



<参考>水産庁公式ブログ
「第1回 漁師さんのお仕事「魚を締める」」

動画URL：
https://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/blog/category/ryoushi_oshigoto/ryoushi_oshigoto1.html

神経締めの手法

取組例⑧ サワラの高鮮度化による魚価向上【糸島市再生委員会】

取組の概要

- 福岡県筑前海で水揚げされるサワラは、漁獲量が多いが魚価が安かった。魚価向上を図るため、サワラに高鮮度処理を施し、古くからサワラの需要が高い岡山県の市場に試験出荷したところ高く評価された。
- 漁業者向けの「サワラ高鮮度処理マニュアル」を作成・普及することで、サワラの高鮮度出荷を推進するとともに、高鮮度サワラのブランド化や魚食普及イベントを開催することで、地元での消費拡大につなげた。

取組の成果

- サワラの高鮮度化に向け、福岡県水産海洋技術センターと協力し、先進事例の視察や技術の研究を行い、「サワラ高鮮度処理マニュアル」を策定（※1）。同マニュアルを漁業者に普及させ、組織的に高鮮度化に取り組んだ。
- 平成26年度から岡山県の市場において糸島産「特鮮本鱈（とくせんほんざわら）」のブランド名で販売促進活動を開始し、高評価を受けブランド化に成功。魚価の向上も図られた（平成29年：慣行処理981円/kg→高鮮度処理1,156円/kg（175円/kg高値））。
- また、福岡県、糸島市及び糸島漁協が連携し、毎年「糸島さわらフェア」を開催（※2）。徐々に県内での認知度及び需要が向上したため、主な出荷先を岡山県の市場から福岡県の市場に変更。更なる魚価向上も達成した（平成30年：高鮮度処理1,526円/kg）。また、これまで負担であった岡山県の市場までの輸送費の削減にもつながった（1尾（4kg）当たり352円削減）。

※1 最終完成版は平成27年

※2 初開催の平成27年は福岡県が「さわらフェア」として開催

<参考>

- ・福岡県独自の事業を、サワラの販路拡大のためのPRイベント開催に活用（H27）



特鮮本鱈

① 船上への取り込み

手カギは頭へ！

身に打ち付けないこと

大型魚は身割れしやすいので、

タモ網ですくうこと



魚体はスポンジ上へ！

甲板に落とすと身割れします。

両手で優しく取り扱うこと



② 活ぐ・血抜き

目とえらの中間(脊髄)

えらの膜(血管)を包丁で切る

サワラ高鮮度処理マニュアル

取組例⑨ カゴの運搬及び洗浄の省力化【大洗町再生委員会】

取組の概要

- 大洗町の水揚げのうち7割を超えるシラスを入れる運搬カゴを岸壁から市場内まで人力で運搬しており、漁業者の高齢化が進む中、軽労化する必要があった。
- このためカゴを運搬するベルトコンベアを平成28年に導入した。また、後日、カゴ洗浄設備も整備し、軽労化やコスト削減が図られた。



カゴを運搬するベルトコンベア

取組の成果

- 水揚げ後のシラスは、市場までリヤカーにより人力で運搬していたが、高齢化もあり、漁業者の負担となっていた。そこで、平成28年にベルトコンベアを整備。運搬作業が自動化され、軽労化が図られた。
- シラスの運搬に利用したカゴは、漁業者やその家族が手作業で洗浄していたが、時間が掛かり洗浄作業を翌日に持ち越す場合もあった。そこで、令和元年にカゴ洗浄設備を整備。1時間に洗浄できるカゴ数が、20から600に増え（※）、労働時間の短縮によるコスト削減につながった。
※1人で洗浄した場合と洗浄設備を用いた場合の比較（本取組は2期目浜プランに係るもの）
- また、漁業者やその家族の労働時間が削減された分、漁協直営食堂などの漁業以外の事業での作業時間を確保することができた。



カゴ洗浄設備

<参考> 主な国の関連事業

- ・農林水産省（水産庁） 水産業強化支援事業（R1） カゴ洗浄設備の整備に活用（2期目浜プラン）

〔資料編〕

資料目次

資料 1-(2)-①	「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定。令和 2 年 12 月 15 日改訂) <該当部分の抜粋>…	54
資料 1-(2)-②	「水産基本計画」(平成 29 年 4 月 28 日閣議決定) <該当部分の抜粋>…	56
資料 1-(2)-③	「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」(平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2656 号農林水産事務次官依命通知(令和 2 年 3 月 31 日最終改正)) <浜プランの趣旨に係る部分の抜粋>…	56
資料 1-(2)-④	「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」<達成状況報告に係る部分の抜粋>…	57
資料 1-(2)-⑤	「浜の活力再生プラン達成状況報告書」の提出について(依頼)(平成 28 年 1 月 26 日水産庁漁港漁場整備部防災漁村課) <該当部分の抜粋>…	57
資料 1-(2)-⑥	「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」<浜プランの策定主体に係る部分の抜粋>…	64
資料 1-(2)-⑦	「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」(別記様式第 1 号) …	65
資料 1-(2)-⑧	「浜の活力再生プランの実施状況等について」(令和元年 10 月水産庁ブロック会議資料) <該当部分の抜粋>…	70
資料 1-(2)-⑨	「第 2 期浜の活力再生プランの策定について」(平成 30 年 4 月 23 日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課) <該当部分の抜粋>…	73
資料 1-(2)-⑩	「平成 25 年度内の手続き及び調査のお願いについて」(平成 26 年 3 月 7 日水産庁漁港漁場整備部防災漁村課) <該当部分の抜粋>…	74
資料 1-(2)-⑪	「水産業を核とした漁村の活性化(浜の活力再生プランについて)」(平成 26 年 2 月 6 日水産庁(平成 29 年 3 月改訂)) <該当部分の抜粋>…	76
資料 1-(2)-⑫	「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」<浜プランに関連する支援策に係る部分の抜粋>…	77
資料 1-(3)	「水産業を核とした漁村の活性化(浜の活力再生プランについて)」<該当部分の抜粋>…	78
資料 2-(1)-①	新たな経済対策策定に伴う水産関連施策に関する説明会資料(平成 25 年 12 月水産庁) <該当部分の抜粋>…	79
資料 2-(1)-②	数値目標の算出方法及びその妥当性の記載について(浜再生推進 NEWS 2014. 7. 11No.2(全国漁業協同組合連合会)) <該当部分の抜粋>…	79
資料 2-(2)-①	浜プラン進捗状況チェックシート…	82
資料 2-(2)-②	浜プランの取組実績の経年推移が把握できる様式…	83
資料 2-(2)-③	再生委員会で用いられた評価・分析資料の例…	94
資料 2-(3)	浜プラン策定にかかる留意事項(浜再生推進 NEWS 2014. 7. 11No.2(全国漁業協同組合連合会)) <該当部分の抜粋>…	97

資料 1-(2)-① 「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定。令和 2 年 12 月 15 日改訂) <該当部分の抜粋>

Ⅲ 政策の展開方向

10. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

水産業の成長産業化を実現し、漁業者の所得・経営力の向上を図るために、浜ごとの特性・資源状況を踏まえつつ、浜の活性化や資源管理に取り組む。

また、生産から加工・流通、販売・輸出の各段階における取組の強化により水産業の出口戦略(マーケットイン)を展開し、世界人口の増加等による水産物需要の増大を背景に、消費・輸出の拡大を図るとともに、収益性の高い持続可能な漁業・養殖業を展開し、活力ある水産業・漁村を実現する。

さらに、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就労構造を確立することを目指して、「水産政策の改革について」(別紙 8)に即して改革を進める。こうした中で、改正漁業法(令和 2 年 12 月施行)において措置されている新たな資源管理システム、漁業許可制度の見直し、海面利用制度の見直しといった取組を着実に推進する。

これによって、かつては世界一を誇った日本の水産業を復活させる。

<目標>

- 2030 年までに魚介類生産量を 536 万トンに向上(2018 年: 395 万トン)
- 2030 年までに水産物輸出額を 1 兆 2,000 億円に増大(2012 年: 1,700 億円)
- 2022 年までに魚介類消費量を 29.5 kg/人年(2010 年度水準)に向上(2012 年: 28.4kg/人年)
- 2023 年度までに、資源評価対象魚種を 200 種程度まで拡大(2020 年度: 119 種)
- 2023 年度までに、400 市場以上を目途に産地の水揚げ情報等を電子的に収集する体制を構築(2020 年度: 200 市場を目途に着手)
- 2023 年度までに、漁獲量ベースで 8 割を TAC 管理とする(2016 年度から 2018 年度までの平均: 約 6 割)
- 2023 年度までに、TAC 魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業に IQ を原則導入

<展開する施策>

- ① 水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進
- ② マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大
- ③ 浜と食卓の結びつきの強化
- ④ 新たな資源管理システムの構築、漁業許可制度の見直し、海面利用制度の見直し等、改正漁業法(令和 2 年 12 月施行)に基づく水産政策改革の着実な推進

⑤ 養殖業の成長産業化の推進

V 具体的施策

10. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

① 水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進

- ・ 各浜ごとに水産業を核とした総合的かつ具体的な取組を定めた計画である「浜の活力再生プラン」の作成・実現を推進
- ・ 水産業の持続的発展のため、資源管理措置を強化するとともに、収益性の高い新しい操業・生産体制への転換を通じた漁業構造改革を推進
- ・ 計画的に資源管理・漁場改善に取り組む漁業者を対象にした収入安定対策と燃油等の価格高騰対策を組み合わせた「漁業経営安定対策」を着実に実施
- ・ 水産新技術の現場実装の取組を推進するため、「水産新技術の現場実装推進プログラム」を策定

(注) 下線は当省が付した。

第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

I 浜プランを軸とした漁業・漁村の活性化

1 浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用

(1) 浜プラン・広域浜プラン

漁業は、生産段階では資源管理を始め様々な取組を漁村単位で行う必要があること、販売段階では個別の経営体が漁業を営みながら販売戦略を立てるのは現実的ではないこと、各地域や漁業種類、経営体ごとに置かれている状況は異なることから、漁業・漁村地域の活性化に当たっては、「浜」単位で取り組むことが望ましい。「浜」単位で取り組むに当たっては、各地域の実状に即した形で、自ら足りない部分を明確にし、それを克服して所得向上や競争力強化を目指す具体的な行動計画である「浜プラン」及び「浜の活力再生広域プラン」(以下「広域浜プラン」という。)を実践することが重要である。

浜プランについては、各地域の収入向上とコスト削減の具体的な対策の実施により漁業所得を5年間で10%以上向上させることを目指す。この際、着実にPDCAサイクルを回していくことが重要であり、国は関係機関と連携して、定期的に優良事例や取組に当たっての課題を浜にフィードバックし、浜がより良い取組を導入できるように取り組むこととする。

さらに、浜プラン策定地区の多くが平成30年度末にプランの終期を迎えることを踏まえ、PDCAサイクルの下で、1期目のプランにおける取組の効果・成果を検証した上で、第2期以降も更なる所得の向上に向けた取組を行うことが必要である。

また、国内水産業の競争力強化を図るため、市場統合や生産体制の効率化・省コスト化、流通・販売の合理化を進め、複数の漁村地域が連携し広域的に浜の機能再編や水産関係施設の再編整備、中核的担い手の育成に取り組むための具体的な取組を定めた計画である広域浜プランを策定し取組を推進する。また、多くのプランが平成32年度末に終期を迎えるが、第1期目の取組の効果・成果を検証し、第2期目以降も引き続き水産業の競争力強化に取り組む必要がある。

漁業就業者の減少・高齢化といった実態も踏まえ、浜の資源を活用し消費者ニーズに
応えていくためにも、浜の資源のフル活用のために必要な施策について、引き続き検討
を行う。

(注) 下線は当省が付した。

資料1-(2)-③ 「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」(平成26年2月6日付 け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知(令和2年3月31日最終改正)) <浜プラン の趣旨に係る部分の抜粋>

第1 趣旨

漁獲量の減少や資材高騰等により疲弊している水産業や漁村を再生し、水産業の持続的な発展及び活力ある漁村を実現するためには、改革に取り組む意欲のある漁村が、その実態に応じた総合的かつ具体的な取組内容及び改善目標を定めた浜の活力再生プランを策定し、実行する

ことにより、漁村における漁業者の所得向上を実現させ、もって漁村の活性化を図る必要がある。

この通知は、自らの地域の真の活性化を目指す地域水産業再生委員会が浜の活力再生プランを策定し実行するに当たり、その内容、策定方法、見直し方法、及び更新方法並びに浜の活力再生プランと連携する関連施策に関する基本的考え方等について定めるものである。

(注) 下線は当省が付した。

資料1-(2)-④ 「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」<達成状況報告に係る部分の抜粋>

第5 達成状況報告

- 1 地域水産業再生委員会は、浜の活力再生プランの目標年度の翌年度の9月末日までに、目標の達成状況について、都道府県を通じて水産庁長官に報告するものとする。
- 2 1の報告は、地域水産業再生委員会が目標の達成状況について自ら評価を行った上で、別記様式第3号（更新を行った浜の活力再生プランについては、別記様式第4号）により行うものとする。
- 3 水産庁長官は、1の報告を受けた場合には、その内容について確認を行い、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

(注) 下線は当省が付した。

資料1-(2)-⑤ 「浜の活力再生プラン達成状況報告書」の提出について（依頼）（平成28年1月26日水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）<該当部分の抜粋>

「浜の活力再生プラン達成状況報告書」の提出について（依頼）

浜プランは、目標年度（5年目）の翌年度の9月末日に、取組5年間の達成状況報告を行うこととなっております。（「浜の活力再生プラン等の策定及び関連施策の連携について」平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知）具体的には、浜プランは、収入向上とコスト削減の具体的な取組を実行することで、5年後に漁業所得を1割以上アップさせることを成果目標としているため、達成状況報告には、

- ・漁業所得目標に対する1年目から5年目までの実績
 - ・プランに基づく取組に対する事後評価（収入向上・コスト削減の取組内容及びその評価）
- を記述する必要があります。

水産庁は、浜プランに取り組む各地区が、プランを着実に実行することが重要と考えております。また、プランを実行していくうえで課題があれば、必要に応じて取組内容を見直し・改善を図りつつ、5年後の目標達成を目指すことが重要と考えております。

このため、プラン終了後に提出いただく「達成状況報告書」と同様式にて、毎年度、各地区の取組状況を把握し、必要に応じて見直しに向けた指導・助言を行うため、各地域水産業再生委員会より毎年度の「達成状況報告書」の提出をお願いしたいと考えております。具体的には、別紙様式にて、プラン策定後1年目に実際に活動された内容及びその結果（評価）、1年目（平成26年度）

の所得実績について、ご報告をお願いします。

なお、今回提出いただく達成状況報告書は、水産庁にて全国集計を行い、浜プランの取組状況の分析や課題の抽出、今後の支援策の検討・フォローアップ等に活用させていただくとともに、全国取組事例をとりまとめ、シンポジウムや説明会等の場で皆さまに共有・フィードバックさせていただきます。

(各地区の達成状況報告書をそのまま公表することはしませんが、取組の集計や事例として公表可能なデータ等を使用くださいますようお願いいたします。)

○調査対象

浜プランの1年目の取組年度が26年度となっている地域水産業再生委員会
(プラン終了まで毎年度、報告をお願いする予定です。プラン1年目が27年度の地区は、来年度より報告をお願いする予定です。)

○提出様式

別添「浜の活力再生プラン達成状況報告書」

○提出期限(都道府県へ提出)

平成28年2月末(2月29日(月)必着)

○提出先

各都道府県の浜プラン御担当者に提出願います。
(各都道府県にて報告書を取りまとめ、一覧表を作成の上、3月11日(金)までに水産庁あて提出することとしておりますので、期日厳守に御協力をお願いします。)

<今後の予定>

○26年度が浜プランの取組1年目の地区

28年2月末提出

- ・プラン承認後～27年12月末までの取組実績と評価
- ・1年目(26年度)の所得実績

28年9月末提出

- ・プラン承認後～28年3月末までの取組実績と評価
- ・2年目(27年度)の所得実績

29年9月末提出

- ・プラン承認後～29年3月末までの取組実績と評価
- ・3年目(28年度)の所得実績

30年9月末提出

- ・プラン承認後～30年3月末までの取組実績と評価
- ・4年目(29年度)の所得実績

31年9月末提出

- ・プラン承認後～31年3月末（プラン終了）までの取組実績と評価
- ・5年目（30年度）の所得実績

※27年度が浜プランの取組1年目の地区は、1年ずつ後ろにずれます。

なお、来年度以降の達成状況報告書の提出については、毎年度、事務連絡により都道府県を通じ依頼いたします。

浜の活力再生プラン達成状況報告書（記載例）
（平成27年9月30日付け水産庁長官承認）

1 地域水産業再生委員会

組織名	〇〇地区地域水産業再生委員会
代表者名	会長 〇〇 〇〇

再生委員会の 構成員	〇〇漁業協同組合、〇〇市
オブザーバー	〇〇県

対象となる地域の範囲 及び漁業の種類	〇〇地区 中型まき網漁業、船びき網漁業 組合員 25名
-----------------------	--------------------------------

2 地域の現状（浜の活力再生プランの取組開始前）

（1）関連する水産業を取り巻く現状等

※プランに基づき記載願います。なお、水産業を取り巻く情勢に変化があった場合は、状況等の変化がわかるように記載願います。

〇〇県の漁業は長期低落している。魚価及び漁業資源は依然低迷し、加えて昨今の燃油高騰は、高コストかつ低収入の漁業を常態化している。これは若者の新規就業・漁業者数の減及び高齢化をもたらし、これらがあいまって漁業経営継続が困難な状態、即ち〇〇県漁業の地盤沈下を現出している。例示すれば、過去10年で廃業を伴う漁船数及び漁業者の数は約250隻及び300人減少し、漁業者年齢は60歳以上が70%超となっている。

（2）その他の関連する現状等

※プランに基づき記載願います。なお、水産業を取り巻く情勢に変化があった場合は、状況等の変化がわかるように記載願います。

〇〇地区の漁業は、〇〇湾を漁場とし、まき網漁業及び船びき網漁業を営んでいる。まき網漁業ではイワシ・アジ・サバ等多種、船びき網漁業では、イカナゴ・シラス等を漁獲している。〇〇湾の鮮魚は脂のりが評価されているにもかかわらず、主に他県で陸揚げ・出荷のため、それら地域の産物となり、〇〇ブランドとしての認知はされていない。それゆえ、今後は、〇〇湾産の鮮魚は〇〇産としてブランド化することにより、高付加価値化が見込まれるので、収入向上のための重要な方途であると考え。

3 成果目標の達成状況

(1) 数値目標

※プランから転記願います。

漁業所得の向上 10%以上	基準年	平成25年度 : 漁業所得 0,000,000	千円
	目標年	平成30年度 : 漁業所得 0,000,000	千円

(2) 上記目標値の算出方法及びその妥当性

※プランから転記願います。

基準年の漁業所得はグループの総計で示している。目標年は毎年2%の所得向上を目標に設定している。燃油高騰対策として燃油消費量削減のための事業と、収入の安定化対策として地元水産物のブランド化を目指した水産加工工場や飲食設備の導入。「〇〇産」の販売促進や販路拡大によって、魚食推進事業を行うことが魚価の安定に繋がり、5年後漁業所得10%向上が見込まれる。

※算出の根拠及びその方法について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

(3) 数値目標の達成状況

※1年目(平成26年度)の所得実績を記載願います。

漁業所得の向上 ●%以上	基準年	平成25年度:漁業所得 0,000,000	千円	
		基準年との比率		
	1年目	平成26年度 : 漁業所得 00000000	千円	●%
	2年目	平成●●年度 : 漁業所得●●●●	千円	●%
	3年目	平成●●年度 : 漁業所得●●●●	千円	●%
	4年目	平成●●年度 : 漁業所得●●●●	千円	●%
	5年目	平成●●年度 : 漁業所得●●●●	千円	●%
漁業所得の増加額(実績値): ●●千円		漁業所得の増加率(実績値): ●%		

(4) 上記実績値の算出方法及びその妥当性

※1年目（平成26年度）の所得実績にかかる算出方法等を記載願います。

※算出の根拠及びその方法について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

4 浜の活力再生プランの取組に対する事後評価

（1）漁業収入向上のために行った取組内容及び評価

※プラン承認日から平成27年12月末までに、漁業収入向上のために行った取組内容及び評価を記載願います。

〇〇漁協が1年半前に整備した競り場を整備し、シラスの入札販売を行った。また、効率よくシラス漁を行うため、運搬船で調達を行った。地場で水揚げすることができ運搬時間が短縮され、競り価格を「見える化」することで鮮度保持技術の競争が起こり、質のアップ、鮮度が向上した。競り取引によりシラス〇キロ 000000 円だったものが 000000 円に上昇した。

空港から近い地の利を活かした販路拡大として東京・福岡の外食店へ朝獲れシラスを〇キロ提供した。

マルシェも8月から毎週日曜日に開催して近隣地域の漁協や農家から出店することで地域の賑わいとなった。

※必要があれば表などの資料を添付すること。

（2）漁業コスト削減のために行った取組内容及び評価

※プラン承認日から平成27年12月末までに、漁業コスト削減のために行った取組内容及び評価を記載願います。

船底清掃、省エネ機器（〇隻）導入、共同運搬船を導入したことにより、燃油消費量が削減された。

※必要があれば表などの資料を添付すること。

（3）取組の総合評価

※プラン承認日から平成27年12月末までの取組に対する総合評価を記載願います。

競りにより取引価格が向上し、販路拡大として東京・福岡に産直することにより取引価格が安定してきている。そのことにより、漁業者の取組意識が向上しやる気がでてきている。引き続きプランに基づき実行していく。

※必要があれば表などの資料を添付すること。

5 地域の現状（浜の活力再生プランの取組を踏まえて）

（1）関連する水産業を取り巻く現状等

5年間のプランの取組終了後に記入ください。

現時点では、記載の必要はありません。

（2）その他の関連する現状等

5年間のプランの取組終了後に記入ください。

現時点では、記載の必要はありません。

6 今後について

※1年目の活動実績及び評価を踏まえて、2年目から5年目までの取組の方向性について記載願います。

（今後の取組の方向性について具体的に記載する。）

今後、29年度に水産加工場を新設し商品の販売を行っていくこと、隣接してマルシェ（現在は、仮設）を開設。

また、水産加工場整備後に関空からマイクロバス（漁協）により、バスツアーを実施。

（以下は、浜プラン通知の様式にはありませんが、皆様のご意見をお聞きするために欄を設けております。）

7 自由記入欄

※上記の項目の他、浜プランを取り組んでお困りの点やご意見がございましたら記載願います。

（注）下線は当省が付した。

資料1-(2)-⑥ 「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」＜浜プランの策定主体に係る部分の抜粋＞

第3 策定主体

- 1 浜の活力再生プランを策定する策定主体は、以下に定める要件を満たす地域水産業再生委員会とする。
- 2 地域水産業再生委員会は、市町村、漁業関係機関（水産業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第243号）第2条に規定する水産業協同組合をいう。以下同じ。））、漁業者団体等）、漁業者及び本事業の取組に参加する加工業者、流通業者等を構成員とすることとする。ただし、次に掲げる者は必須の構成員とする。
 - (1) 当該地域で水産業の中核をなす水産業協同組合又は漁業者団体
 - (2) (1)の水産業協同組合又は漁業者団体が位置する市町村（ただし、(1)が存する区域が同一の市町村を越える場合には、浜の活力再生プランに取り組む漁業者の活動拠点となる市町村）
- 3 地域水産業再生委員会は、浜の活力再生プランの策定に係る取組の中心的組織として活動しなければならない。
- 4 地域水産業再生委員会は、その活動を適正かつ効率的に行うため、同委員会の代表者及び意思決定の方法、事務及び会計の処理方法、財産管理の方法、公印の管理及び使用方法並びにこれらの責任者、内部監査の方法等を明確にした同委員会の運営等に係る規約（以下「委員会規約」という。）を作成するものとする。
- 5 委員会規約においては、一の手続につき複数の者が関与する等事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていなければならない。
- 6 地域水産業再生委員会は、必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置くことができるものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べるができることとする。

(注) 下線は当省が付した。

別記様式第 1 号 (第 2 関係) (策定 (更新を除く。)) の場合)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

地域水産業再生委員会名
所 在 地
代 表 者 氏 名 印

浜の活力再生プランの (変更) 承認申請について

浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について (平成26年 2 月 6 日付け25水港第 2656号農林水産事務次官依命通知) 第 4 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて (変更) 承認申請する。

(注) 添付書類として、別添を添付すること。

浜の活力再生プラン

1 地域水産業再生委員会

組織名	
代表者名	

再生委員会の構成員	
オブザーバー	

※再生委員会の規約及び推進体制の分かる資料を添付すること

対象となる地域の範囲及び 漁業の種類	
-----------------------	--

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

--

(2) その他の関連する現状等

--

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

--

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

--

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(3) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（平成●●年度）

漁業収入向上のための取組	
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

2年目（平成●●年度）

漁業収入向上のための取組	
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

3年目（平成●●年度）

漁業収入向上のための取組	
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

4年目（平成●●年度）

漁業収入向上のための取組	
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

5年目（平成●●年度）

漁業収入向上のための取組	
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

(4) 関係機関との連携

--

4 目標

(1) 所得目標

漁業所得の向上●%以上	基準年	平成●年度：	漁業所得	千円
	目標年	平成●年度：	漁業所得	千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

※算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

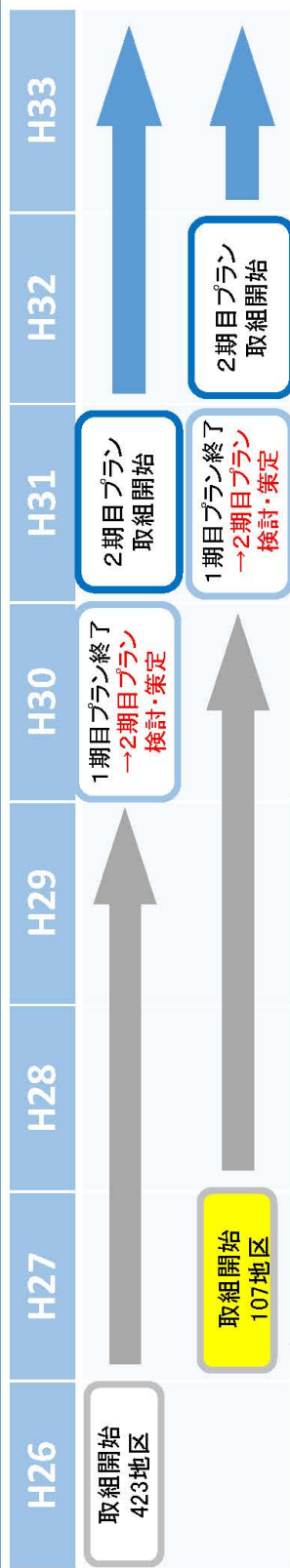
事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性

※関連事業には、活用を予定している国（水産庁以外を含む）、地方公共団体等の補助金・基金等を記載。ただし、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。

第2期浜プランの策定について

- 昨年度及び今年度末で、多くの地区の現行(1期目)浜プランが終期を迎える。
- 各浜の継続的な発展、漁業所得向上のためには、1期目浜プランの評価を各浜で行った上で、切れ目無く2期目へ移行することが必要。
- 2期目浜プラン策定のポイントを踏まえつつ、水産庁の支援策を活用し、検討を進めていただきたい。



2期目浜プラン策定におけるポイント

- ☑ 1期目プランの取組を評価(成功した取組と結果が出なかった取組の要因検討など)し、それを踏まえた対策を明記(PDCAサイクルの実行)
- ☑ 2期目の浜プランにおいては、改めて基準となる漁業所得を算出し、その基準から5年間で10%以上の所得向上の目標を再度設定
- ☑ 新たな取組の追加
例①新たな所得機会を創出するため、異業種との連携
②生産コスト削減のため、ICTなどの新技術の導入(スマート漁業)
③各浜の取組の合理化・効率化のため、課題・取組が共通する浜と浜との連携

2期目浜プラン策定の支援策

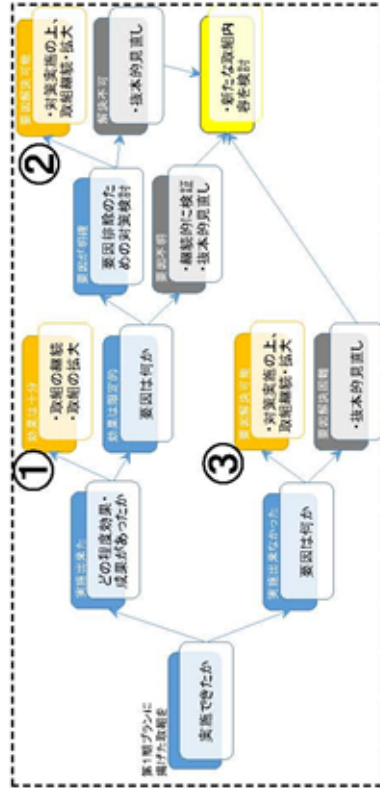
- 2期目プランの検討にあたっての必要な検討経費を補助(1プランあたり50万円まで)
【浜の活力再生プラン推進事業】(活用例)
 - ・新たな取組検討のための先進地視察
 - ・取組の普及・理解促進のための専門家招聘
 - ・市場調査 など
- 全国の参考となる取組事例集やプラン策定にあたってのチェックリストを作成し共有

特に！第2期浜プランの策定にあたっての留意事項

2. 第1期浜プランの成果・要因を踏まえた第2期浜プランの取組検討

- 1) 引き続き、所得向上を見込める取組の継続・拡大
(フロー図①②③)
- 2) 上記に加え、10%以上の所得向上を達成するために、
新たな取り組みを追加※

※他地区の取組事例も参考に検討を
※資源管理にも資する取組は積極的に
※ICT等の新技術の導入、異業種との連携



浜プランの取組で効果のあった取組(H30年度財務省調査結果)

項目(収入面)	回答数
鮮度・品質管理	25
広告・宣伝・ブランド化	18
漁獲物等の鮮度管理	18
漁獲物等の高品質化	18
種苗放流	13

※上位5回答を抽出(複数回答)

項目(コスト面)	回答数
省エネ機器等導入	38
減速航走・減速曳網	31
船底清掃	30
操業日数等調整	5
機械等購入量削減	4
維持管理費の節約	4

3. 第2期浜プランの検討のサポート
- 1) 水産庁担当官による相談対応(個別ヒアリングも対応します)
- 2) 浜の活力再生プラン推進事業の活用
- 3) これまでの優良事例表彰やブロック会議の事例発表、水産庁提供資料(取組一覧表など)などから、
自らの浜でも適用できそうな取組をチョイス

資料 1-(2)-⑨ 「第 2 期浜の活力再生プランの策定について」（平成 30 年 4 月 23 日付け水産庁
漁港漁場整備部防災漁村課）＜該当部分の抜粋＞

第 2 期浜の活力再生プランの策定について

平成30年3月30日付けで「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携についての一部改正について」（29水港第3134号農林水産事務次官依命通知）を施行したところですが、その改正内容のうち、第 2 期浜プラン策定（浜プランの更新）にかかる部分について、以下の通り補足してご連絡いたします。

1. 第 2 期浜プランの様式について

第 2 期浜プランの策定様式は、第 1 期浜プランの策定様式と異なります。具体的には以下の通りです。

(1) 第 1 期浜プランの成果及び課題等を記入する欄の追加

→ PDCA サイクルの下、第 1 期浜プランの結果を評価し、効果的に第 2 期浜プランの取組を進めていくために必要な部分です。例えば、第 1 期浜プランの結果が、当初想定していた結果にならなかった部分があれば、その検証を踏まえて、第 2 期浜プランの取組に繋げてください。

(2) サブ指標（所得目標以外の成果目標）の設定欄の追加

→ 漁業所得は、浜プランの取組結果のみならず、他地区の漁獲状況や燃油の国際価格の状況などに大きく左右される場合もあることから、これらに左右されない、取組の成果を端的に表現しうるものとして、それぞれの地域の取組内容に応じて設定してください。

(設定例)

- ・衛生管理の取組の実施 → 対象魚種の魚価の向上
- ・ファインバブル装置導入等による活魚出荷割合の向上
→ 活魚出荷金額の増加（生残率の向上）
- ・低・未利用魚を対象とした加工品の開発
→ 低・未利用魚の加工品の増加
- ・首都圏等への販路開拓 → 直接取引する飲食店数、販売金額の増加
- ・直販所における地元水産物の販売 → 販売金額の増加

2. 第 2 期浜プランの所得目標について

第 1 期浜プランに引き続き、PDCA サイクルの下で、更なる漁業所得の向上を図る観点から、第 2 期浜プラン策定時点で改めて基準となる漁業所得を算出[※]し（算出例：別添資料）、第 2 期浜プラン取組期間内（5年間を想定）において、その基準所得から 10%以上の所得向上を図ることを目標として設定をしてください。

※ 基準所得の算出にあたっては、第 1 期浜プランの実績を踏まえつつ、10%以上の所得向上を目指すにあたり適切な設定（過去の特異要因や将来の環境変動要因等が含まれる場合はそれを考慮するなど）を検討願います。

3. 新たな取組の追加について

更なる漁業所得の向上を図る観点から、従来の取組に加え、新たな取組の追加にあたり、例えば以下の項目の追加をご検討ください。

- (1) 新たな所得向上機会に資する異業種との連携
- (2) 新たな技術（生産コスト削減等に資する ICT や付加価値向上に資する冷凍技術など）の導入
- (3) 取組が共通する浜と浜との連携（各浜の取組の合理化や効率化） など

このほか、地域活性化を通じた漁業所得の向上が期待される、渚泊など地域振興施策の取組みの追加についても、前向きにご検討いただきますようお願いいたします。

4. 資源管理の取組の徹底について

安定した漁業所得の向上を図るためには、適切な資源管理措置の実施が重要であることから、第2期浜プランを策定する全ての地区において、当該地区で採捕される主要な水産物に対して「資源管理内容シート」を作成し、第2期浜プラン策定時及び毎年のフォローアップ時に提出していただきますようお願いいたします。

5. 第2期浜プラン策定手続き・スケジュール等

現行の浜プランから第2期プランへの切れ目ないスムーズな移行のため、水産庁は、そのための事前相談及び承認申請を随時受け付けております。平成30年度に第1期浜プランの取組期間が終了し、第2期プランの策定作業に着手する地区においては、第2期浜プランの案を策定次第、水産庁防災漁村課の担当までお送りいただきますようお願いいたします。

(注) 下線は当省が付した。

資料 1-(2)-⑩ 「平成 25 年度内の手続き及び調査のお願いについて」(平成 26 年 3 月 7 日水産庁漁港漁場整備部防災漁村課) <該当部分の抜粋>

平成25年度内の手続き及び調査のお願いについて

今年度中の事務手続きに関するスケジュール、実施要綱等の様式及び今後の見通しに関する調査についてご連絡いたします。特に平成26年度「浜の活力再生プラン」策定推進事業の実施を希望される場合は、以下の手続スケジュールにつきご確認の程よろしく申し上げます。

【平成26年度策定推進事業実施計画書の第1回受付について】

① 事業実施計画書の提出（実施要綱別記様式第1号）

再生委員会→都道府県経由（進達）→水産庁

・円滑な手続きのため事前確認を行いますので、あらかじめメール等で計画書をお送り下さい。

② 事業実施計画の承認及び交付先への割当内示（水産庁）

- ・（事業計画書の承認）水産庁→都道府県（経由）→再生委員会
- ・（割当内示）水産庁→再生委員会※ ※都道府県が上乘せする場合の交付先は都道府県
- ・平成26年度予算成立日付で発出する予定です。

【浜の活力再生プランの承認手続等について】

① 浜の活力再生プランの提出等（プランの連携通知別記様式第1号）

再生委員会が策定した浜の活力再生プランは「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」（次官通知）第4の1に基づき水産長官承認手続きを行うこととなりますが、当該手続きは水産庁防災漁村課で随時受け付けます。また、当課においてプラン受理後、承認までの事務処理に約2週間（※）を要しますので、この点についてもあらかじめご注意願います。※事前確認による修正等の期間を除く

② プランの連携通知別記様式第1号及び第2号の取扱い

当該通知第2の1に規定する別記様式第1号については、当該プランを策定した同通知第3に規定する再生委員会が、同通知第4の1に基づき都道府県を通じて申請して頂くこととなるため、また当該通知第5の2に規定する別記様式第2号については、同様に再生委員会が同通知第5の1に基づき都道府県を通じて報告して頂くこととなるため、それぞれの様式中、発出元に都道府県知事名、提出先に都道府県知事名との記載があるものの、当該名を用いた報告は通常想定されないものと解されます。

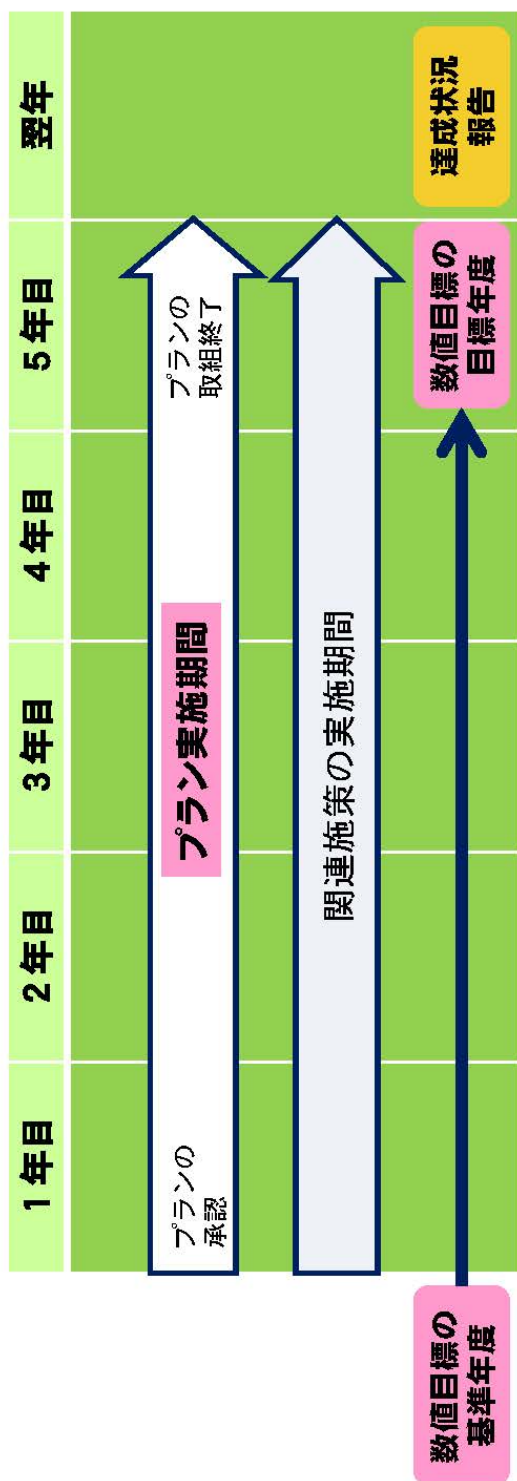
【浜の活力再生プランの今後の見通しに関する調査（お願い）】

浜の活力再生プランに関する各都道府県の取組状況を把握したいため、別紙にご回答の上、3月24日（月）までに提出して下さい。

水産庁では「浜の応援団」（水産庁HPに掲載）の取組がスタートするなど、浜の活力再生プラン及び浜の応援団を積極的に推進することとしております。

（注）下線は当省が付した。

④ 浜の活力再生プラン実施 ⑤ 浜の活力再生プランの取組終了



- ✓ プランの実施期間は原則5年間ですが、関連施策の終了年がプラン実施から5年を超える場合は、関連施策の終了年度としてください。
- ✓ 浜の活力再生プランの取組が終了する最終年度までの目標達成状況について報告していただきます。（プラン終了年度の翌年度9月末日までに）
- ✓ 再生委員会自らで評価を行ってください。
- ✓ 達成状況報告書は都道府県（沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局）を通じて提出してください。



資料1-(2)-⑫ 「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」＜浜プランに関連する支援策に係る部分の抜粋＞

第6 浜の活力再生プランと関連施策の連携

浜の活力再生プランの取組効果を高めるため、次に掲げる事業を浜の活力再生プランの関連施策とし、第4の2の規定に基づく承認を受けた浜の活力再生プランの対象となる漁村地域及び漁業者等を優先的に支援対象とする。なお、連携の具体的な方法等については、各関連施策の事業実施要綱等において定めるものとする。

1 浜の活力再生プランを事業の採択要件とする施策

次に掲げる事業は、浜の活力再生プランと整合した内容であることが適当であるため、当該事業は第4の2の規定に基づく承認を受けた浜の活力再生プランの対象となる漁業者を支援対象とする。

- (1) 漁業者保証円滑化対策事業（水産関係民間団体事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知)に係るもの。）
- (2) もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の4の(2)の「沿岸漁業版」に係る事業
- (3) 離島漁業新規就業者特別対策事業（水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）に係るもの。）
- (4) 浜の活力再生・成長促進交付金（水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）に係るもの。）

2 浜の活力再生プランに関する優先配慮等を行う施策

次に掲げる事業については、第4の2の規定に基づく承認を受けた浜の活力再生プランの対象となる漁村地域を優先的に支援対象とすることで施策の効果が高まることを見込まれることから、地域の実情を踏まえつつ、原則として事業採択又は事業費の配分に当たり、当該漁村地域に対する優先配慮等を行うものとする。

- (1) 漁業人材育成総合支援事業（水産関係民間団体事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知)に係るもの。）
- (2) 生産海域等モニタリング体制整備事業（水産関係民間団体事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知)に係るもの。）
- (3) 女性活躍のための実践活動支援事業（水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）第2の別表3. 漁村の健全な発展の4. 浜の活力再生プラン推進等支援事業の(2) 漁村女性活躍推進事業のイ女性活躍のための実践活動支援事業に係るもの。）
- (4) 水産業革新的技術導入・安全対策推進事業（水産関係民間団体事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知)に係るもの。）
- (5) 有害生物漁業被害防止総合対策事業（水産関係民間団体事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知)に係るもの。）
- (6) 水産基盤整備事業（水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成13年3月30日付け12水港第4457号農林水産事務次官依命通知）に係るもの。）

(7) 水産多面的機能発揮対策事業（水産多面的機能発揮対策交付金実施要領（平成25年5月16日付け25水港第124号農林水産事務次官依命通知）に係るもの。）

(注) 下線は当省が付した。

資料1-(3) 「水産業を核とした漁村の活性化（浜の活力再生プランについて）」＜該当部分の抜粋＞

3 浜の活力再生プラン策定のメリットは？

関連する施策（補助事業等）の優先採択等が受けられます！

国は、「浜の活力再生プラン」に取り組む漁村地域（漁業者等）が目標達成できるよう支援します。

例えば・・・

「高品質化を図るため、シャーベット氷（製氷施設）を導入したい」

→産地水産業強化支援事業による施設整備

「最新の省エネ漁網の使用により燃油消費量を削減するなど、省エネ型漁業に取り組みたい」

→省エネ機器等導入推進事業による省エネ機器導入

浜プランの承認を受けた漁村地域（漁業者等）に対して、関連する国の支援策を受ける際には、

- ① 浜の活力再生プランの策定が要件である場合
 - ② 関連する国の支援策の採択・事業費の配分において優先採択を受けられる場合
- があります。



資料 2-(1)-① 新たな経済対策策定に伴う水産関連施策に関する説明会資料（平成 25 年 12 月水産庁）＜該当部分の抜粋＞

4. 承認要件となっている目標漁家所得の設定若しくは評価にあたり、プランに参加する漁業者個々の所得を把握する必要があるのか。

(答)

漁家所得の設定・評価において、関連する統計や漁協の取扱い記録等がある場合は、それらのデータを活用することが望ましい。しかしながら、関連データがない場合に、漁業者個々の所得の把握をする必要はなく、例えば、プランの取組を通じ、市場でのプラン参加漁業者が陸揚げする漁獲物の価格の上昇による所得の向上や省エネ機器導入による漁業コスト削減による効果等から漁家所得の向上割合を推計することも可能である。

(注) 下線は当省が付した。

資料 2-(1)-② 数値目標の算出方法及びその妥当性の記載について（浜再生推進 NEWS 2014. 7. 11No.2（全国漁業協同組合連合会））＜該当部分の抜粋＞

数値目標の算出方法及び妥当性の記載については、様々な考え方がある中で、参考として下記の事例をお示しします。

◎事例 1

基準年の漁業所得については、各漁業種類（或いはトン数階層）より中核的な漁業経営を行っている漁業者をモデルケースとして抽出し、平成 21～25 年の平均所得率を算出し、全漁業者の所得を推計した。

推計方法は、モデルケースとなった漁業者の過去 5 カ年分（H21～H25）の漁業経費を確定申告により調査し、各漁業種類ごとの平均所得率を算出した後、全漁業種類を個人ごとに各漁業種類に分類し、過去 5 カ年分（H21～H25）の漁業収入に各漁業種類ごとの平均所得率を乗じて算出された平均所得を合計し、基準年の漁業所得とした。

目標年の漁業所得については、基準年に対し漁業収入向上 1 % 及び漁業経費削減 3 % を加味し積算した金額を計上した。

この推計方法により、年変動が大きい漁業所得において、各年の変動を平準化し、目標年である平成 30 年の漁業所得との比較が容易になることから妥当であると判断した。

< 基準所得の算出 >

単位：千円

漁業種類	H21～H25 モデル漁業者			H21～H25 全漁業者	
	平均収入 A	平均経費 B	平均所得率 (A-B)/A= C	平均収入 D	平均所得 D×C=E
〇〇漁業	50,000	35,000	30%	52,500	15,750
△△漁業	30,000	20,000	33%	29,100	9,700
□□漁業	10,000	7,000	30%	11,000	3,300
●●漁業	5,000	3,500	30%	4,750	1,425
合計					30,175

↑

基準年漁業所得

◎事例 2

基準年の漁業所得は、平成20年度から平成24年度の水揚げ高に〇〇地域における標準的な経費率（鮮魚類〇〇%、貝類〇〇%、海藻類〇〇%、その他〇〇%）を乗じて漁業経費と漁業所得を区分し、各年の漁業所得を算出し、これを5中3平均した数値である。

取組の効果を検証する際も同様の方法で漁業所得を算出するため、目標年の漁業所得はプラン期間中の「漁業収入向上のための取組」による効果のみを反映して算定した。

（毎年度2%向上する数値目標のため、5年後の目標年には10%の向上となる。）

◎事例 3

漁協で把握できる構成員の水揚げ金額（A）及び経費（B）から減価償却費（C）及び人件費（E）を下記の式①～②により算出し、水揚げ金額（A）から総経費（B+C+E）を控除した額を所得額とする。

なお、漁協で把握できる経費（B）は、手数料・燃油費・資材費・飼料費・製氷費・共同利用施設利用費・保管費・漁船保険料・無線負担費・漁業健康資料・共済費である。

*粗利益：水揚げ金額（A）－経費（B）－減価償却費（C）＝D

①減価償却費（C）

水揚げ金額（A）×〇〇%

*減価償却費は経営体によって、ばらつきが大きいと考えられることから、ある経営体の確定申告書を参考に、水揚げ金額の〇〇%とした。

②△△漁業における乗子総人件費（E1）

$$(D/2) / (\text{乗子人数} + \text{船長1名}) \times \text{乗子人数}$$

*当該事例では、△△漁業においては、粗利益（D）の1/2を船長に配当し、残り1/2を乗組員（船長を含む）で均等割するルールとなっている。

（注）下線は当省が付した。

笠岡市地区部会・浜プラン進捗状況チェックシート

A: プラン以上に進んでいる B: ほぼプランどおり
 C: 遅れている D: 着手していない

	取組内容	29年度
収入向上の取組	1. 神経絞めによる販売価格向上とブランド化	A・B (C) D
	2. 直販による収入向上	A (B) C・D
	3. CAS冷凍技術の活用による収入向上	A・B (C) D
	4. 干物商品の製造及び販売による収入向上	A・B (C) D
	5. ノリ養殖漁場での栄養塩対策による品質維持・向上	A (B) C・D
	6. アサリ資源の回復による収入向上	A・B (C) D
	7. アマモ場造成による水産資源の増殖	A (B) C・D
	8. 種苗放流や資源管理への取組による水産資源の増殖	(A) B・C・D
	9. 笠岡地区海洋牧場の管理及び活用による漁業生産量の増加	(A) B・C・D
	10. 体験漁業等のイベントを通じた魚食普及や漁村活性化	(A) B・C・D
コスト削減の取組	1. 船底清掃	A (B) C・D
	2. 省エネ型エンジンへの換装	(A) B・C・D
	3. セーフティーネット構築事業の加入推進	A (B) C・D

係する取組み	漁獲量 (H26 約 540 kg H27 約 240 kg H28 約 470 kg H29 約 480 kg H30 約 490 kg)				
(2) 魚類養殖業の高品質化・複合化による経営の安定					
具体的な取組み	H26	H27	H28	H29	H30
取組み①	伊勢まだいの生産と販路拡大	伊勢まだいの生産と販路拡大	伊勢まだいの生産と販路拡大	伊勢まだいの生産と販路拡大	伊勢まだいの生産と販路拡大
取組み結果	生産者数：2 生産尾数：約3万匹 生産金額：約3千万円	生産者数：2 生産尾数：約8万匹 生産金額：約8千万円	生産者数：2 生産尾数：約10万匹 生産金額：約1億3千万円	生産者数：2 生産尾数：12万匹 生産金額：1億5千万円	生産者数：2 生産尾数：11万匹 生産金額：1億6千万円
結果の検証	「伊勢まだい」ブランドの定着により生産量は4倍に伸びているが、価格、販路は、通常の養殖マダイの流通状況に左右される。今後、価格向上や販路拡大をめざすには関係機関と連携した取組みを継続する必要がある。				
取組み②	カワハギ養殖の取組み	カワハギ養殖の生産拡大	カワハギ養殖の生産と品質向上	カワハギ養殖の生産と品質向上	カワハギ養殖の生産と品質向上
取組み結果	生産者数：1 導入尾数：約3万5千匹 生産尾数：約8トン 生産金額：約1千800万円	生産者数：3 導入尾数：約4万3千尾 生産量：約8トン 生産金額：約1千600万円	生産者数：3 導入尾数：約4万4千匹 生産尾数：約4トン 生産金額：1千200万円 品質向上：—	生産者数：3 導入尾数：約5万5千匹 生産尾数：約5トン 生産金額：1千300万円 品質向上：—	生産者数：3 導入尾数：4万5千匹 生産尾数：約6トン 生産金額：1千600万円 品質向上：—
結果の検証(評価)	ブリ養殖と比べ餌代も少なく、販売単価にも優れるため養殖経営の安定につながったが、今後、生産量を増やすうえでは、夏季の疾病によるへい死の問題や効率的な飼育方法の確立に取組み必要がある。				
取組み③	アサリ養殖に向けた稚貝採集試験	アサリ稚貝採集適地探索垂下養殖試験の実施	アサリ稚貝採集養殖実施による収入安定	アサリ稚貝採集養殖実施による収入安定	アサリ稚貝採集養殖実施による収入安

			アサリ資源増大	アサリ資源増大 漁業体験への活用検討	定 アサリ資源増大 漁業体験への活用検討
取組み結果	アサリ稚貝は採集されたが、その数は当初想定以下であった。	複数箇所 稚貝採集を試みたが十分な確保はできなかった（地区内での採集適地なし）。 稚貝が確保できず養殖試験は実施できなかった。	活動中止	活動中止	活動中止
結果の検証 (評価)	地区の既存の漁業にとらわれない新たな視点での収入向上に向けた挑戦であったが、養殖に必要な量のアサリ稚貝が採集できる場所が地区内で見つからず、取組み途中で活動を見直し（中止）することとなった。新たな挑戦が必要である一方、予備的調査を踏まえた取組みを行う必要がある。				
取組み ④	ヒロメ養殖漁場の選定、塩蔵品開発	ヒロメ養殖の開始 ヒロメの商品開発及び販売	ヒロメ増産 水産研究所と連携した生ヒロメ出荷の技術開発 オーナー制導入の検討	養殖生産、加工品販売、オーナー制導入	養殖生産、加工品販売、オーナー制導入
取組み結果	湾内2箇所 試験養殖を行い適地を選定 種糸1千mで（収穫200kg） 塩蔵品開発：→していない	種糸1,000mで 試験養殖 収穫量：約4千kg 開発商品：塩蔵ヒロメ 販売：試作品の試食配布 売上げ：約36	養殖区画取得（区画365号） 養殖規模：種糸1,000m 収穫量：約1千kg（出荷600kg） 加工品：塩蔵40kg 製造売上げ：44万	養殖規模：種糸1,000m 収穫量：約2千kg（出荷1千100kg） 加工品：塩蔵ヒロメ 売上げ：33万円（生+加工）	養殖規模：種糸1,000m 収穫量：1千500kg 加工品：塩蔵ヒロメ 売上げ：30万円（生+加工） オーナー制：開始

		万円（生＋加工）	円（生＋加工） オーナー制導入：見送り	オーナー制： 延期	
結果の検証	新たにヒロメ養殖に取り組んだことで藻類養殖による収入が得られることとなったが、海況を始め様々な要因により生産が安定しておらず、生産の安定化が今後の課題。生ヒロメの価格は、天然物の水揚げ状況に左右されるため、加工製品の積極的な販路拡大も今後の収益向上には必要。				
取組み⑤				ボラ等の新魚種導入の検討	ボラ等の新魚種導入の検討
取組み結果				延期	延期
結果の検証	水産研究所でメイチダイ等、複数の魚種で新たな養殖対象種としての試験が行われているが、現場では実証試験段階まで達していないため、取組みを延期することとなった。				

(3) 魚価向上に向けた6次産業化の取組

具体的な取組み	H26	H27	H28	H29	H30
取組み①	定置網やまき網の未利用魚、郷土料理を活用した商品開発	「へか」（魚のすき焼き）を活用した商品開発			
取組み結果	まき網で漁獲されるゴマサバを用いた「へか」を検討し、商品化の可能性を確認した。	調味液、アルコール冷凍した切り身をパックにした商品を開発した。			
結果の検証	商品開発はできたものの製造を担当する関係機関のスタッフ数不足により、商品の製造・販売はできていない。今後、開発商品を製造・販売していくためには、新たな関係機関のスタッフの確保が必要である。また、商品を販売するうえでは、商品PRや販路についての検討も必要である。				

取組み②	直販施設、移動販売車を活用した加工品販売による魚価向上	直販施設、移動販売車を活用した加工品販売による魚価向上	直販施設、移動販売車を活用した加工品販売による魚価向上 移動販売車の台数増による体制強化の検討	直販施設、移動販売車を活用した加工品販売による魚価向上	直販施設、移動販売車を活用した加工品販売による魚価向上 移動販売車の追加による広域での移動販売の展開
取組み結果	施設売上：約260万円 移動販売売上：約820万円 移動販売巡回数：約150日	施設売上：約210万円 移動販売売上：約920万円 移動販売巡回数：約180日	施設売上：約320万円 移動販売売上：約1千100万円 移動販売巡回数：約180日 移動販売車台数：1台追加	施設売上：約200万円 移動販売売上：約1千300万円 移動販売巡回数：約270日	施設売上：約210万円 移動販売売上：1千100万円 移動販売巡回数：約230日
結果の検証 (評価)	平成28年8月から移動販売車を2台体制とし、販路の拡大及び巡回数を増やしたことで売り上げは増加した。これまで山間部等の過疎地を主体に移動販売しているため顧客の減少が生じており、新たな顧客の獲得に向けた検討が必要。また、顧客からは一次加工や二次加工を施した商品ニーズがあり、ニーズに対応するためのスタッフの確保を検討する必要がある。				
取組み③	〇〇PAでの積極的な加工品販売に向けたパッケージ改良	〇〇PAでの地元水産物の積極的な販売	〇〇PAでの地元水産物の積極的な販売	〇〇PAでの地元水産物の積極的な販売	〇〇PAでの地元水産物の積極的な販売 新たな販路拡大への取組み
取組み結果	〇〇のパッケージを改良した(ビニール包装のみから紙パッケージの追加)	販売商品：〇〇など 販売先：〇〇PA、 売上：14,000円	販売商品：〇〇など 販売先：〇〇PA、 〇〇テラス 売上：PA：4万2千 テラス：10万2千)	販売商品：〇〇など 販売先：〇〇PA、〇〇テラス 売上：PA：約2万6千 テラス：7万9千) 紙パックデザ	販売商品：〇〇など 販売先：〇〇PA、〇〇テラス 売上：PA：4万7千 テラス：5万2千)

				インの黒基調 への見直し	
結果の検証 (評価)	当初は販売先として「〇〇PA」のみを想定していたが、「〇〇テラス」、道の駅でも〇〇を販売するようになり、販売先は3か所となった。今後、販売を伸ばすためには、各施設での対面販売や試食等のPR、新たな商品ラインナップが必要となり、これらに従事するスタッフの確保が課題。				
取組み④		自主衛生管理 認定制度に 対応した衛生 管理が可能な 加工施設整備 に係る検討・ 施設設計		消費期限の延 長等の商品開 発や新たな商 品展開の検討	
取組み結果		加工施設整備 を検討し、整 備の実施を決 定	新たな加工施 設を整備	ブリのレトル ト製品、オキ サワラの塩麴 焼き、ヒロメ うどん等の新 商品の開発	
結果の検証 (評価)	平成 28 年度に地方創生推進交付金（国）を活用し、衛生管理が可能な新たな加工施設の整備と新たな商品開発や生産能力を強化するための機器導入が図られた。施設の充実が図られた一方で、生産に携わるスタッフの確保が進んでいない。今後、加工施設の能力を最大限に発揮するためには、スタッフの充実が必要。				
浜プラン には明記 していな いが、関 係する取 組み	「まだい塩麴焼き」を商品化し、H27 年 3 月の第 3 回 Fish-1GP で準グランプリ 受賞				
(4) 地域活性化に向けた取組					

具体的な取組み	H26	H27	H28	H29	H30
取組み①	錦ぶりまつりによる交流人口増加による漁家所得向上	錦ぶりまつりによる交流人口増加による漁家所得向上	錦ぶりまつりによる交流人口増加による漁家所得向上	錦ぶりまつりによる交流人口増加による漁家所得向上	錦ぶりまつりによる交流人口増加による漁家所得向上
取組み結果	来場者数： 約 3 千人 ブリ販売： 約 500 本 売上： 約 220 万	来場者数： 約 3 千人 ブリ販売： 約 450 本 売上： 約 230 万	来場者数： 約 3 千人 ブリ販売： 約 450 本 売上：約 300 万	来場者数： 約 3 千人 ブリ販売： 約 660 本 売上： 約 320 万	来場者数： 約 3 千 500 人 ブリ販売： 約 600 本 売上： 約 300 万
結果の検証（評価）	積極的な PR 活動を行うことで地域イベントとして定着、地区外からのリピーターも増えたことで、漁家所得向上に寄与。ブリの販売本数はイベント開催前の来遊の影響を受けるため、ブリ以外の販売商品（ヒロメや地元水産物の加工品）のさらなる充実に努める必要がある。				
取組み②	町内小中学校へのサバ団子やまだい塩麴漬け等の納入を通じた魚食普及	町内小中学校へのサバ団子やまだい塩麴漬け等の納入を通じた魚食普及	町内小中学校へのサバ団子やまだい塩麴漬け等の納入を通じた魚食普及	町内小中学校へのサバ団子やまだい塩麴漬け等の納入を通じた魚食普及	町内小中学校へのサバ団子やまだい塩麴漬け等の納入を通じた魚食普及
取組み結果	実績なし	納入学校数： 6 町内小中学校	実績なし	納入学校数： 1 町外保育園	納入学校数： 9 町外保育園 町内小中学校 保育園
結果の検証（評価）	町内の小・中学校で統一された献立システムが採用されるようになり、学校給食への食材調達がなくなった。製品価格に対し給食費が低いため単独学校規模であれば魚食普及の観点から対応できるが、町全域の学校が対象となると魚食普及の観点であっても実施は容易ではない。価格設定の厳しい学校給食への納入については、抜本的な見直しが必要。				
取組み③			体験加工、郷土料理提供等魚食普及体制の強化のための交流施設の検討	体験加工、郷土料理提供等魚食普及体制の強化のための交流施設の	体験加工、郷土料理提供等魚食普及体制の強化のための交流施設の

				活用による交流人口の増加	活用による交流人口の増加
取組み結果			新たな交流施設ではなく、既存の施設を活用した体験加工、郷土料理提供による交流を検討	既存施設を活用した交流実績 受入回数：4 受入人数：60	既存施設を活用した交流実績 受入回数：4 受入人数：60
結果の検証 (評価)	新たな交流施設を設置でなく既存施設を活用し、効率的に交流人口の増加が図られた。既存施設では1回あたりの受入数が20人程度と限られ、大型観光バス等の人数に対応できないことや通常の加工作業を行う日時には、受入れができない等の制限がある。				

(5) 後継者育成の取組

具体的な取組み	H26	H27	H28	H29	H30
取組み①	漁業体験等を通じた定置網等への新規就業者の募集による担い手育成	漁業体験等を通じた定置網等への新規就業者の募集による新規就業者の定着	漁業体験等を通じた定置網等への新規就業者の募集による新規就業者の定着	漁業体験等を通じた定置網等への新規就業者の募集による新規就業者の定着	漁業体験等を通じた定置網等への新規就業者の募集による新規就業者の定着
取組み結果	漁業体験会 (9/12) 参加者：2名	未実施	未実施	漁師塾開催 (3/10～12) 参加者：2名	インターンシップ受入れ (8/5～9) 参加者：1名
結果の検証 (評価)	大敷、まき網、養殖など、昨今の主要漁業があり、H29 漁師塾～H30 インターンシップまでつながる取り組みとなり新規就業者の定着が進みつつあるが、住居等の受入体制の整備を地域自治体等とともに連携し、早急に進めていく必要がある。また、短期間の漁師塾では、実際の漁師の仕事の厳しさを体験しにくいいため、より長い期間体験できるインターンシップと併せた体制による新規就業者の確保定着に努める必要がある。				

取組み②	現在の漁業従事者の地域活性化取組への積極的参加による地域漁業の主体的な担い手への育成	現在の漁業従事者の地域活性化取組への積極的参加による地域漁業の主体的な担い手への育成	現在の漁業従事者の地域活性化取組への積極的参加による地域漁業の主体的な担い手への育成	現在の漁業従事者の地域活性化取組への積極的参加による地域漁業の主体的な担い手への育成	現在の漁業従事者の地域活性化取組への積極的参加による担い手育成
取組み結果	錦ぶりまつり等への参加者数 のべ：15人	錦ぶりまつり等への参加者数 のべ：15人	錦ぶりまつり等への参加者数 のべ：15人	錦ぶりまつり等への参加者数 のべ：15人	錦ぶりまつり等への参加者数 のべ：15人
結果の検証 (評価)	地区の中心となる漁業者は積極的に地域活性化取組に参画しており、地域漁業の主体的な担い手となっているが、新たに漁業就業し地元に着定する者がいないため参加者が固定化されている。今後、新たに漁業就業する者の活動への参加を積極的に促すことで担い手としての育成を図る必要がある。				

(6) 省燃油に向けた取組によるコストの削減

具体的な取組み	H26	H27	H28	H29	H30
取組み①	定期的な船底清掃に取組む体制づくりによる燃油コストの削減	定期的な船底清掃に取組む体制づくりによる燃油コストの削減	定期的な船底清掃に取組む体制づくりによる燃油コストの削減	定期的な船底清掃に取組む体制づくりによる燃油コストの削減	定期的な船底清掃に取組む体制づくりによる燃油コストの削減
取組み結果	上架数：約 190隻	上架数：約 200隻	上架数：約 175隻	上架数：約 180隻	上架数：約 150隻
結果の検証 (評価)	年間の上架数は180隻前後を推移しているが地区の漁船が減っており、1隻あたりの上架は増えている。ただし、一部は上架理由（船底清掃、転絡、修理）が不明であり、上架予約時の確認に留意する必要がある。現状では、燃油の価格変動によるコスト削減効果が大きいですが、定期的な船底清掃の励行および実施は継続していく必要がある。				

(7) 木材魚礁の活用や沿岸増殖礁の活用

具体的な取組み	H26	H27	H28	H29	H30
取組み①	木材魚礁や増殖礁の活用による燃油コストの削減	木材魚礁や増殖礁の活用による燃油コストの削減	木材魚礁や増殖礁の活用による燃油コストの削減	木材魚礁や増殖礁の利用頻度向上による燃油コストの削減	木材魚礁や増殖礁の活用による燃油コストの削減
取組み結果	増殖場は伊勢海老漁の安定漁獲に貢献している。木材魚礁は効果がわからないので見直す必要あり	増殖場は伊勢海老漁の安定漁獲に貢献している。木材魚礁は効果がわからないので見直す必要あり	増殖場は伊勢海老漁の安定漁獲に貢献している。木材魚礁は効果がわからないので見直す必要あり	増殖場は伊勢海老漁の安定漁獲に貢献している。木材魚礁は効果がわからないので見直す必要あり	増殖場は伊勢海老漁の安定漁獲に貢献している。木材魚礁は効果がわからないので見直す必要あり
結果の検証	小型イセエビの再放流が積極的に行われているイセエビ増殖礁は、イセエビ漁の漁場として有効に活用されていることから燃油コストの削減に寄与していると考えられるが、カサゴ種苗の放流が行われている木材魚礁周辺は、カサゴを専門に漁獲する漁業者がいないため、現状では活用が限られている。今後、木材魚礁を活用した燃油コストの削減を図るためには、木材魚礁周辺でのカサゴ資源量調査等を行い、資源活用の可能性を検証する必要がある。				

(8) 漁業コスト削減等のための共同利用施設の整備

具体的な取組み	H26	H27	H28	H29	H30
取組み①	/	/	/	燃油使用実態に応じた燃油供給施設の整備による維持管理コストの削減	燃油使用実態に応じた燃油供給施設の整備による維持管理コストの削減
取組み結果				延期 (H30年度に整備予定)	延期 (H31年度に整備済)
結果の検証	燃油供給施設の整備による維持管理コストの削減は、当初予定より1年遅れとなっており、次期浜プランでの検証が必要である。				

取組み②				省エネ効果が認められる製氷施設整備の検討	省エネ効果が認められる製氷施設整備による氷代のコストダウン
取組み結果				漁連製氷施設の撤退（予定）に伴い施設整備を検討	未整備（H31年度以降に整備予定）
結果の検証	製氷施設の整備についても同様に1年遅れとなっており、施設整備による漁業コスト削減については、次期浜プランでの検証が必要である。				

資料 2-(2)-③ 再生委員会で用いられた評価・分析資料の例

魚の付加価値向上及び国内外での販路拡大		
第 1 期の取組	第 1 期にかかる成果及び課題等	第 2 期の取組
1. サワラの高鮮度処理、出荷	漁獲後の血抜き・活き締めの高鮮度処理を行い魚価の向上に取組んだが魚価の向上までに至らず。	福岡県漁連提供の窒素活水設備を使って鮮度向上に取り組み価格向上とブランド化を目指す。
2. 製氷設備の改修	西浦支所で製氷施設の改修が行われ、適正な氷の使用による鮮度保持を行う。	
3. 県漁連へのヤリイカの出荷	「一本槍」への出品参加による魚価の向上が見られた。	「一本槍」への出荷数量を増やし漁家所得の安定と向上を目指す。
4. ヤズの加工品開発、販路拡大	平成 26 年度より着実に生産量、販売金額共に伸びている。	「しまごはん」の新商品開発 ヤズを使って新しい加工品の開発
5. 活魚浄化水槽施設の設置	姪浜支所、箱崎支所での活魚水槽冷却装置を設置し、出荷調整の取組を行っている。	活魚浄化水槽施設の設置（姪浜支所、箱崎支所）引き続き出荷調整に取り組む。
6. 海水濾過処理施設の設置	唐泊支所に海水濾過処理施設を設置した。	海水濾過処理施設の設置による、恵比須かきの更なる品質向上とともに恵比須かきを利用した加工品の開発による販路拡大
7. 新規地区での牡蠣養殖の導入	能古支所、志賀島支所でのかき養殖を開始する。生産が安定しないため小売りで販売している状況であり今後、出荷先や安定した生産が課題。	平成 31 年度、能古支所、志賀島支所は県の指導を受け、技術の向上を図る。 規模拡大を目指す
8. 養殖業の新規導入	志賀島の間育成施設を利用し、完全養殖を目指し試験的にアサリの育成を開始。販路の検討まで至っていない状況だが、新規養殖業の事業化に向け安定した育成が課題である。	引き続き中間育成施設を活用し、アサリの育成試験を実施し養殖業の事業化を目指す。
9. 海苔養殖業の強化	平成 28 年度に海苔乾燥機のライン増設を行ってかた、生産枚数、生産金額ともに向上。更に生産金額を増やすために販路の拡大が課題である。	「海苔の佃煮」「ふりかけ」など商品による生産金額の向上、学校給食への提供による販路拡大と水産業の PR
10. 出荷先市場、出荷体制の見直し	意見交換や情報収集を行ったが、流通コストが掛かりすぎるため一時断念。	福岡以外の市場への出荷は経費等を再検討
11. マーケティング拠点施設の見直し	加工品の販売、国内外のバイヤー・シェフとの商談等による販路拡大を検討。香港のシェフを呼び、唐泊恵比須かきを PR することで香港への流通を行っている。	引き続き国内外への商談施設と加工品の販売、地元水産物の材料提供へ

12. 食育を通じた漁食普及	女性部が自ら講師となって市内中学校での「お魚料理教室」を実施した。	継続して魚食の普及に努める。
13. 水産物の消費拡大、水産業への理解・関心の促進	朝市・夕市・唐泊恵比須かきの牡蠣小屋の運営、西浦支所での「おさかな祭り」の開催、などによる水産業のPRを行った。また漁業体験を通じた水産業への理解を深めた。	継続して水産業のPRを行う。
14.	新規	①姪浜支所はコノシロを使用した加工品を開発し販路拡大に努める。 ②小呂島支所に定置網の設置を協議する。

漁場環境の改善と種苗放流による資源増大

第1期の取組	第1期にかかる成果及び課題等	第2期の取組
1. 漁場の保全	海底耕耘、海底清掃を行い、漁場環境の保全に取り組んだ。また、植林事業を通じて豊かな海の再生に努めた。	引き続き、海底耕耘、海底清掃などを行い、豊かな海の再生を行い漁場の保全に努める
2. 藻場の造成	ウニ類の駆除を行い、藻場再生の為に母藻投入による藻場保全を図り、アワビ・アカウニの放流による磯根資源の増大に努めた。	引き続き藻場の保全、資源増大に努める。
3. 資源量の増大	博多湾内の干潟での海底耕耘、食害生物の駆除、アサリの種苗放流などを行い干潟の保全に取り組んだ。また各種の種苗放流を行い、資源の維持増大と漁獲向上に努める。	引き続き干潟の保全、資源増大に努める。
4.	新規	漁協は、微生物製剤を使った底質改善を実施する。
5.	新規	漁業者保証円滑化対策事業及び漁業経営基盤強化支援事業並び、漁港施設機能強化事業の活用
6.	新規	漁業人材育成総合支援事業を活用して新規漁業就業者の確保を図る。

省燃油活動の推進による漁業コストの削減

第1期の取組	第1期にかかる成果及び課題等	第2期の取組
1. 省燃油活動の実施	漁船上架時の船底清掃を行い、係留中の機関停止、不要な積載物の削減を行うことで省燃油活動に努めた。	引き続き、上架時の船底清掃、不要な積載物の削減を図り省燃油活動に努める。

2. 燃油高騰時の備え	燃油の急騰による漁業コストの圧迫に備えるために、漁業経営セーフティネット構築事業への加入を推進することに努めた。	引き続き、漁業経営セーフティネット構築事業への加入推進に努める。
-------------	--	----------------------------------

浜プラン策定にかかる留意事項

浜再生推進NEWS 第2号付録

浜の活力再生プラン

1 地域水産業再生委員会

組織名	
代表者名	

再生委員会の 構成員	○○漁業協同組合、○○市(町村)、株式会社○○(○○組合代表) (コメント) ・漁業関係団体(漁協等)が必ず含まれている必要があります。 ・漁業関係団体が位置する市町村が含まれている必要があります。
オブザーバー	都道府県(行政部局、水産試験場)、消費者団体○○、実需者団体○○、NPO法人○○

※再生委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	(コメント) ・対象地域・漁業種類が特定されていること。 ・漁業種類ごとに取組を行う漁業者数の記載がされていること。(取組を行う漁業者の所得を確認できる記載であることが必要なため、兼業の場合の延べ人数を把握する必要があります。) ・産地水産業強化支援事業等の補助事業の活用をお考えの場合、これらの受益対象者が含まれている必要があります。
-------------------	---

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること。

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

--

(2) その他の関連する現状等

--

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

(コメント) ・基本方針の内容が、以降の具体的な取組内容に反映されていること。 (浜自らが目標達成に向けて活動する中で、それを後押しする形で支援措置を活用するというのが大原則であり、浜自らの取組として行う内容を必ず記載して下さい。)
--

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

--

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(3) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（平成●●年度）

漁業収入向上のための取組	<p>(コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組内容を記載することが肝要です。(誰が、いつ、何をするのかを具体的にイメージできるように記載して下さい。抽象的な取組内容(例「ブランド化による魚価向上」)の記載は原則不可) ・漁業収入の向上の取組ごとに取組を行う漁業種類・人数・年度等に案して出来る限り記載して下さい。 ・年毎の目標については、どの時点(基準年、前年)から何%増加(削減)するのかを明確化して下さい。 ・漁業収入向上のための取組と漁業コスト削減の両方を必ず記載して下さい。片方だけでは承認されません。 ・産地水産業強化支援事業等の実施計画があれば、それらとの整合性をとって下さい。 ・浜の活力再生プランは、漁業振興のための総合プランであり、漁業収入に直結しなくても(数値化出来なくても可)、後継者対策、魚食普及の取組、環境保全等の取組を可能な限り記載することが望ましい。
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

2年目（平成●●年度）

以下1年目と同様です。

漁業収入向上のための取組	
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

3年目（平成●●年度）

漁業収入向上のための取組	
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

計画書

4年目（平成●●年度）

漁業収入向上のための取組	
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

5年目（平成●●年度）

漁業収入向上のための取組	
漁業コスト削減のための取組	
活用する支援措置等	

※プランの実施期間が6年以上となる場合、記載欄は適宜増やすこと。
※「活用する支援措置等」欄に記載するのは国の支援措置に限らない。

(4) 関係機関との連携

	・基準年度については、以下を参考にして下さい。 5中3（直近5カ年のうち、最大と最小を除いた3カ年の平均） 直近5カ年の平均 直近3カ年の平均 直近年（前年）など
--	--

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上●%以上	基準年	平成●●年度：漁業所得●●●●	千円
	目標年	平成●●年度：漁業所得●●●●	千円

・対象漁業者が多数の場合等で、全員の所得を明らかにすることが困難である場合は、サンプルを抽出して全体を試算すること等の手法でもかまいません。ただし、このような試算を行う場合、妥当性を十分に説明できるようにして下さい。

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

別添をご参照下さい。

※算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。

※本欄の記載により、関連施策の実施を確約するものではない。

(注) 枠囲いは当省が付した。